明治廿一年五月創刊

MAGAZINE
OF THE PRISON
SOCIETY OF JAPAN.
NO. II. FEBRUARY, 1900.
VOL. XIII.

監獄協會雜誌

明治三十三年

第拾三卷
第二號

日本監獄協會

毎月一回定期發行

二月二十日發行

印刷所　東京市麹町區內幸町一丁目五番地　惠愛堂

日本監獄協會



内務省監獄局長久保田貞一君肖像

第拾三卷第二號目錄

○口繪
●久保田監獄局長肖像

○會說……（一頁）
●模範的監獄機關の必要

○論說……（三頁）
●發死刑論（於淺草本願寺內講習院）……小川滋次郎君
●靜岡愛知兩縣監獄視察談……山上義雄君
●監獄管理所屬の事に就き再び僚友諸士に啓上……中村襄君
仕候
●感化主義の確執……早崎春香君
●迎明治三十三年辭……佐藤元次郎君
●地方感化院の設立に就て……東京感化院……高瀨紹輔君（三一頁）

○雜報……（五四頁）
●數十件

○統計……（五四頁）
●明治三十二年十二月末日在監現在人員
●慈惠救濟資金調（明治三十二年十月一日現在調）

○敘任辭令……（五九頁）

○監獄法令……（五九頁）

○監獄茶話會……（六一頁）
●監獄の建築（於監獄茶話會）
ドクトル、クルーゼン君述　山上教授口譯

○慈善會……（四五頁）
●國庫豫支辨後に於ける監獄作業の經理は如何……在座知……安田生農
●道の業の發行を獻ひ併せて聊か卑見を述ふ……下總……孤松生君
●警視監獄學校卒業生諸士に望む…………涙華生君
●北海道集治監開拓事業に就て…………湖南生君
●監獄統計學（第五回）……三井久陽君
●（社會學研究會）死刑存廢の可否
討論摘要
●國庫豫支辨後に於ける監獄作業の經理は如何……在座知……安田生農
留岡幸助君談話（四七頁）

○雜報……（四七頁）
●數十件

○寄書……（八五頁）
●數十件

○通信……（九七頁）
●數件

附錄
○會說懸賞論文
●君主の職務として適當ならしむる方法を論ず
●明治卅二年下半年分協會雜誌總目錄

第拾三卷第一號目錄

○口繪
●監獄費國庫支辨法案兩院通過の際に於ける內務當局者紀念官僚
●監獄局調査
●監獄局評議

○別表……（一頁）
●酒と犯罪との關係統計
●教育と犯罪との關係統計

○會說……（一頁）
●府縣監獄費國庫支辨法案通過　●監獄費國庫支辨と監獄管理法

○論說……（六頁）
●監獄事業に及ぼす宗教家の勢力……於愛知育見院……千頭正澄君
●明治三十三年の監獄事業に就て……木名瀨禮助君
●謹て新年を祝し併せて斯業の諸士に所感を啓上仕候……中村襄君
●國庫支辨後に於ける監獄の管理……三浦貢君
●感化院設置に關する卑見……印南於菟吉君
●法律第四號發布に就て……奧村調次郎君
●再び作業問題に就て……兒島三郎君
●論文試驗の必要を說む……警視監獄學校卒業生　監獄科生徒　野淵吉君

○特別寄書……（三八頁）
●監獄則例節畧（第二）……小原重敬君

○雜錄……（四二頁）
●圖顧錄（明治三十二年監獄重要記事）外數件

○出獄人保護惡少年感化……（六六頁）
●小女に感化せられし强盜寫眞……原胤昭君
●茨城縣保護會に對する縣稅補助の建議
●菊池大坂兩府知事の美擧

○雜報……（七一頁）
●數十件

○寄書……（八五頁）
●數十件

○通信……（九七頁）
●數件

附錄
○會說懸賞論文
●君主の職務として適當ならしむる方法を論ず
●明治卅二年下半年分協會雜誌總目錄

監獄協會印行

監獄協會雜誌第十三卷第二號　（明治三十三年二月二十日發行）

會說

○摸範的監獄機關の必要

摸範は教訓よりも人心に銘すること強く且つ速なりと予輩曾て本誌に於て摸範監獄設立の希望を述べたることありき、然るに當時監獄は集治監北海道沖繩等を除く外は悉く地方稅支辨なりしを以て摸範監獄設備に就ては大に其便宜を缺きたり何となれば集治監は長期囚のみにして出入頻繁なる短期刑を執行する者と事態大に異なるものあり又北海道沖繩の如きも其狀況を異にせるを以て模範監獄の措畫經營は至難なりしと雖も若し適當の監獄あらんには國庫より幾分の補助を與ふるも之を設備するは實に當時の急務なりと思考しぬ、然るに今や監獄費國庫支辨の實施は旦睫の間に迫まれり此時に方り摸範監獄の設備を講究するは實に好時期にして又當局者の急務にあらざるなき乎、思ふに今や警察監獄學校の設立あり人材を養成せられつゝありと雖も一面又實驗は原理を心に銘せしむと云へる格言は之を咀嚼玩味するときは實に趣味津々たるものあり、其摸範てふ事の如何に原理を理會せしむるの好方便にして然かも或る點に於ては人心に感動を與ふるの深く且大なるや實に教訓に優るものありと云ふべし、況んや實踐躬行の聖域に職を奉ずるものゝ一言は彼れの摸本となり一句は彼れの儀標となり、一擧一動彼の視聽に感觸する所は即ち彼れの箴鑑となり摸範となる至重の職責あるものを養成するは一に秩序ある學校的組織にのみ之れ因らざるべからず

幸に我警察監獄學校は實務練習の一科を設けあるを以て敢て遺憾なきが如しと雖も隘を得て蜀を望むは予輩の理想上亦た止むを得ざる所にして即ち模範監獄を設け人物を撰擇し庶務會計用度作業衛生教誨の如き其所務の順序、在監人所遇の方法等皆ば理想上完全無缺と認むるものは之を實施し之に倣はしむるあらんには監獄改良上大に資する所あらん乎之れ即ち規畫經營の一途に出て之を實施するに易きのみならず果を收め實を擧ぐる學校と相待て實に刻下の急務たるを信ずべければなり、之を要するに監獄事業なるものは森羅萬象社會百般の現狀を網羅したる至難の事業なるを以て之を見るも行刑の摯實を期し各般獄務の整頓を圖るは之を教訓のみに待たんよりは寧ろ百尺竿頭一歩を進め方今學校の實習科を擴張し模範監獄を設立し實地に練習を與へられんこと希望に堪へざるなり余輩は監獄として模範の設備を望むこと以上の如し進んでは感化院及出獄人保護事業の如きも當局者は地方有志の慈善家を起して是等設備の方法を講究し提て此事業の犧牲に供して盡瘁せられたるの結果は今や其好果を收めつゝあり、又岡山には孤兒院あり經營くるも　國母陛下崩御の當時に於ける　恩賜金を基本とし孰れも慈惠の方法を講じ救濟の道を究めつゝあり慘憺多年辛酸を嘗め今や其成蹟の顯著なるものあり其他既設の府縣少ならずと雖も然れども余輩の寡聞なる不幸にして未だ他に模範とすべきもの多きを知らず故に先づ出獄人保護の方法としては原氏に則り孤兒院救濟の方法としては岡山孤兒院に之が模範を採る亦た以て過ちなきを得ん乎、殊に惡少年の感化に就ては今回留岡教授の設立に係る家庭學校あり同校が組織の完全にして大に範を垂るゝに足るは予輩の疑はざる所にして其位置及規摸の宏大なる實に不貳少年感化には天與の美圖を備へ四面閒寂として熱鬧の地を避け然かも交通の便を缺かざるなり思ふに是等は皆府縣に於る慈惠の用途確立の日に當り模範を茲に採るを要す、今や政府は感化法案なるものを帝國議會の議に付せられたるあり本法案にして果して成立の曉に至ては政府は亦た宜しく模範感化院なるものを設立し全國をして標準を茲に採らしむるの必要あるは予輩の確く信じて疑はざる所なり當局者以て如何と爲す

論說

○廢死刑論

（於淺草本願寺內講習院）

小河滋次郎君述

講習院の同窓諸君の間に斯樣な有益の御會合の御設けのありますことは至極結構のことであつて兼て私も出で諸君の御說を拜聽し又自分の愚見も御話をして見たいと云ふ希望を以て居つたので幸ひ今日の都合が出來まして兼て自分の蓄へて居りまする廢死刑の事に就て諸君の御參考に御話を致して見ることが出來まするのは非常に私の喜びを感ずる所でございまする、此御集りの性質としては斯う云ふ具合に坐つて寬いて御話をすることは極く結構のことでありまするけれども實は此御話をするに坐つて御話致すことは餘り是迄經驗がないので隨て唯さへ辯の惡るい私でございまするから坐談を致すことは餘程困難に感ずるので愚はくはいつもの通り立つて御話をすることが出來れば猶重疊でございまするが併しどうも致方ございませぬで御話致しまするが一層不充分であらうと思ひます、どうぞ御聞苦しいことは幾重にも御許しを願ひます、

此死刑廢止と云ふことは御承知の通り近年大分世間の注意を惹起す所の重なる問題になつて居りまして、

或は死刑廢す可らずと云ふ者もあり若くは廢すべしと云ふ者がありまして各〻其主張に理由を持つて居るのであります、私の意見と致しましては廢死刑に在ると云ふことは講義の際にも常に御話致して居る所で御承知でございませうが、此事は法典調査會に於ける刑法改正の會議に於きましても又其外色々の集會なぞに於きまして愚見を述べたのでございまするけれども多くは反對論を駁撃する爲めに若くは或二、三の要點に就て論究すると云ふ位のことに過きませぬので、實はまだ私の意見として一纏に纏めたものはないのでございまする、近來國會議員なぞの内にも感を同ふする人がありまして今期の議會に廢死刑の建議を提出すると云ふ人があつて私にも色々相談をしたのである、其際にも充分私の意見は參考に述べて置いたのでありまする、若是が議會にでも提出する樣なことになりますれば一層世間の注意を惹起すでありましやうから此機會に私の意見を書いて世間に公けにして見たいと云ふ希望を持つて居つたのでありまする、其希望を持つて居りましたが爲めに兼て講習院で講義を致す時分に一應諸君にも其一班を御話して見やうと云ふことを御約束致したのでありまする、然るにまだ今日に至るまで何分時の許さないが爲めに是を一と纏めに著述することが出來ずに居るのでございまする、夫故に今日諸君に御話致しまする事も唯私がキン〻の死刑は廢止しなければならぬものであると云ふ考の一班を御話するに過ぎないのであつて無論盡しては居りませぬ故に尙此所で私が御話することに就て諸君から質問もあり又反對の御意見も出やうと思ひまするから其御意見を承りまして更に私の意見を擴張して御話することも出來やうと思ひまする、一通り私の御話致しますることを御聽きになりました上で猶御質議なり或は反對の御意見なり御提出あらむことを希望致しまする、

此死刑廢止と云ふことはさう面倒な議論ではないと思ひまする、即ち常識を以て判斷し得らるゝ議論であつてさう深く法理なその事を研究する必要はなからうと思つて居る殊に此議論は宗教家なぞの立脚點から議論を立てゝ見ますると殆と疑ひのない位明瞭なる問題であつて恐らくは宗教家は死刑存すべしと云ふ議論をする人はあるまいと信して居る寧ろ私の考では今日まで宗教家の間に死刑廢すべしと云ふ問題の起らなかつたことを怪む位である宗教法案か出ますると宗教家は是に對して必死の運動をなし又其働きの効力と云ふものは非常に強いものである然るに廢死刑と云ふことに就て今日まで宗教家が運動したと云ふことを聞かず又宗教家が是に向つて研究した者もないと云ふことは寧ろ恠むべき話であつて若宗教家が一團の勢を取られましたならば斯の如き問題は殆と勞を俟たずして解釋し得らるゝことであらうと信じて居るのです死刑廢止建議は昨日議會に或議員から提出になつて居りまするが聞く所に依ると此提出者は基督教信者であると云ふことで又賛成者も幾らか基督臭味を帶びて居る者であるさうであります、此基督教であらうが佛教であらうが詰り此議論は日本の宗教家から起つたものと言つて宜いのである、宗教法案に就ては御承知の通佛教家が非常な働きをして居られることでありまするから假令基督信者が提出致しましたにしても其基く所は何れ或宗教の信仰から起きて居るであらうと思ふのであります、で此議案に向つて宗教上の側から少くとも宗教家が研究を尽し進んでは大に是を賛成し通過せしむることに御尽力のあることは最も必要なことであらうと私は信じて居ります、元來宗教家の論する所は稍もすると一片の道德論或は宗教論に基いて居つて世間多數の同情を引くに或は力が薄いかと思ふのであります幾分か是に法理上の研究も交へて置くと云ふことは必要であらうと思ひまする、で私は重に法理上の方から研究した事の一班を御話致して見たいと思ひまする、

死刑と云ふものは御承知の通古來何れの國に於ても行つて居りました刑罰であつて殆と自然的刑罰と申

しても宜いのである、然るに前世紀に於きして伊太利にベッカリヤと云ふ有名な學者が出まして此人が廢死刑論を初めて唱へたのでありまする、爾來廢死刑論と云ことに贊成をする者が段々多くなりまして一時は各國の法學者の間に或は凡ての學者の間に一般に此問題がやかましいことになつて或は廢擊する者があり若くは贊成する者があると云ふ樣なことでありましたが兎に角ベッカリヤが一度此論を主張して以來の形勢を見まするに廢死刑論が段々勢力を占めて參りまして國に依りましては刑法の內から死刑を全く廢止した所もあり又死刑を存して置きましても是を實行する度數を大に減じたのでありまする、で今日の實況に依て見まするに文明各國の刑法を改正した國に於きましては例へば伊太利或は和蘭の如き孰れも最近に刑法を改正した國でありまするが是等の國に於ては凡て刑法の內から死刑を廢止致したので猶刑法の改正を致して居らない例へば佛蘭西の如き英吉利の如き若くは獨逸の如き是等の諸國に於きましては刑法の內には死刑を存して居りますけれども實行する場合は極めて尠ないのでありまする即ち死刑の宣告は致しましても或は特赦權を以て死一等を減して無期懲役にすると云ふ樣な風で實際死刑を執行すると云ふ場合が殆どないと云ふても宜いのである、英吉利の如き大きな國に於きましても一年を通じて僅かに十人あるかないかと云ふ位の有樣である、白耳義の如きに於きましては死刑は刑法に存して居りまするが此數十年間殆ど死刑を執行したことはないのでありまする、是に反して我日本に於きましては刑法には立派に死刑る存在して居り殊に又死刑を以て論ずる犯罪の種類が極めて多いのでありまする、大概各國の刑法を見まするとか或は人を殺し若くは强盜で人を殺したと云ふ樣な種類の者に向つて死刑を適用して居るのでありまするが日本な乃では放火したる者にも死刑を執行するとになつて居る、甚しきに至つては人を殺したのではなくしても唯誰某が某を殺たと云ふ樣な誣告を致しまして其爲めに若或者が殺人罪に問はれ死刑に處せられたる場合に於きましては其不實の訴を爲した者は又死刑に處せられることになつて居る、又實際死刑を執行する件數が年々殆ど百人內外に達して居る、此小さな國であつて年々死刑を執行する數が年々百人內外に達して居ると云ふのは文明各國に其比を見ないのでありまする、歐羅巴の內でも葡萄牙と云ふ樣な國は三等國にもなつて居るので最も開化の度の低い國でありまするけれども其葡萄牙ですらも今日では死刑は存して居らぬのである、然るに文明國を以て誇つて居る而も君子國とも稱して居る日本に於て年々百人內外の死刑を執行するは文明國人が聞きましたならば定めて驚くでありませう又一面には國の恥辱であらうと考へる、さう云ふ風に近來各國の刑法の上に於てなり或は刑法を施行する實況に就ての傾きが死刑を用いないことになつて居るのでありまするが此傾きを以て押して參りましたならば早晚死刑を形ちの上に於ても又實際に於ても全廢するの機會は必ず達するであらうと云ふ確信を持つて居るのであります、で日本に於て今刑法を改正せむとして居る今日になつて尙死刑を存して置くと云ふことは如何にも文明國の體面にも關し甚だ面白くないことであらうと云ふ感じを以て居るので法典調査會に於ても熱心に死刑廢止の事を主張致した次第であります、

で此刑罰は御承知の通り色々種類がありまする又刑罰の歷史に就て見ますれば昔から用ひた刑の種類と云ふものは實は指を以て算へることの出來ない程澤山ありまするが段々此刑罰理論が發達致して參りまして其結果最も善良なる刑罰と云ふものはどう云ふ性質を備へて居るものでなければならぬと云ふことを研究して見ますると、是には數個の條件があるのでありまして、先づ此刑罰と云ふものは是に依て風敎を害することを許さないので風敎を害する樣なことがあつてはならぬのである、是が先づ第一の要件である、又第二には刑罰と云ふものは懲戒的苦痛を感ぜしむる性質を持つて居らなければならぬ、第三には刑罰は成

るべく各個人に對して平均に其効力を有せしむるの性質を備へて居らなければならぬ例へば甲乙丙丁色々犯罪人がある其犯罪人に應じて凡て同一の効力を持たしむる樣な性質がなくてはならぬ、甲に對しては重く感じ乙に對しては輕く感すると云ふ樣な不平均があつてはならぬのである、第四に刑罰は可分の性質を有せしめなければならぬ、可分と云ふのは分割することの出來るもの即ち犯罪の輕重に應じて重き犯罪には重き刑罰を科し輕き犯罪には輕き刑罰を科すると云ふ具合に刑罰が分けることの出來る性質を持つて居らねばならぬのである第五に刑罰は成るべく其効力を一個人に止むるの性質を有せしめなければならぬ、即ち犯罪者の個人に對して丈け効力を持つて居るのであつて昔の所謂九族を罰すると云ふ樣なことで一人犯罪をした爲めに其親族まで罪に坐せしむると云ふことであつてはならぬ第六には刑罰は挽回することの出來る性質を持つて居らなければならぬのである即ち若間違つて刑罰を科したと云ふ樣な場合に是を取返すことの出來る性質を持つて居らなければならぬのである、右六つ算へ擧げましたが凡そ善良なる刑罰と稱するものは是等の性質を悉く具備して居る所のものでなければならぬ、今日刑罰として文明各國に於て重きに採用して居りまするものは即ち彼の自由刑であります此自由刑と云ふものは施行方其宜きを得まするも凡そ此六個の性質を具有させることが出來るのであります、即ち自由刑でありますれば若誤判のあつた場合に於きましては後ちに是を取消すことも出來るのでありまするし又自由刑でありますれば分割することも出來る或は又懲戒的苦痛を與へることも出來まするし又個人に其効力を止めしむることも出來る即ち自由刑と云ふものを今日各國で採用して居る所以であつて自由刑でありますれば充分とは參りませぬけれども先づ比較的に凡そ是等の性質を具備せしむることが出來るのであります、然るに死刑と云ふものは果して今列擧致しました所の六個の性質を具備して居るかと申しまするとは殆と一も其性質を具備してゐ

居らぬと云ふて宜いのである若も其缺點の重もなる者を擧げて見ますれば第一に死刑と云ふ者は是を執行するの結果は一國の風敎を大に害するものと言はなければならぬ即ち死刑は實に人情の忍ふべからざる事を忍んでやるのでありますが故に若屢々是を執行し殊に從前是を執行した如くに公に誰にでも見せて是を執行することがあつたならばどうでありませうか其結果は即ち世人の殘酷なる心を惹き起し又益〻人をして復讐の念慮を强からしむるものでございまする今日では大概の國では死刑を公けに行ふと云ふ樣なことはございませぬけれども秘密に監獄に於て一定の人を限つて執行するに致しましても尙世の風敎を害することは極めて大なるものであると言はなければならぬ若其狀況が新聞紙にても顯れてそれが家庭に於て讀まれる樣なことがあつたと假定しますれば是を聽く所の子弟は果してどう云ふ感を起すであらうか必らず是に依て人間が少くとも殺伐になることは免かれまいと思ふ私共實際職務上死刑を執行する場合なぞに立會つたこともございまするが實に斯の如き事は假令職務であつても人間の爲すべきものでないと云ふ感じを起したのである私の如き極く宗敎心も薄弱であり又道德にも甚だ乏しい人間でございますが其人間ですら死刑執行の場合に臨んで忍ふべからざる感情を起す以上は若まるで道德心もない或は宗敎心もない奴が其所に臨んで見たならばどう云ふ感じを起すであらうか必すそれに依て殺伐の氣性を起すであらうと私は信ずるのであります

（未完）

○靜岡愛知兩縣監獄の視察談

山上義雄君述

私が昨年の暮靜岡愛知の兩縣下へ出張を命せられましたのは通常の巡閱と云ふのとは少しく主意が異つて

居りまして、先般獨逸から監獄の教師を傭聘しましたに就て講義を始める前に當つて此人に多少日本の監獄の有樣を見せて說明をして置きましたならば講義の上にも利益を得るとであらうと云ふ旨意からして此外國人を案內して內部の事務なり監獄の構造なりを一通り見せる爲めであつたので、私が靜岡へ參りましたのは十二月の廿二日でそれから二日間靜岡の監獄を巡視したので勿論巡廻中は種々教師に向つて日本の監獄の組織其他說明の任に當つたのであります詳細に御話しますると餘り長くなりますから其概況丈を御話し致します、

靜岡の監獄は定員を八百名乃至九百名と云ふ豫定で拵へた監獄でありまして此監獄の建築は私から見ますれば隨分不完全のもので先づ假普請と申て宜敷樣に考へる、併し是は在來の古い監獄を現在の敷地に移轉したものであつて僅かに三萬圓內外の費用を以て殆と全體の改築をしたと云ふのでありますから隨て建物か組造であると云ふことは已むを得ない次第であらうと思ひ升此監獄は現任愛知縣典獄千頭君が靜岡縣に奉職中に移轉改築したものであつて現在の敷地は舊城內の一隅にありまするのが、私の見ました所では監獄の敷地としては甚だ不健康な土地柄であると思ひます此敷地は人類の健康を最も一致の出來ない濕地に相違ない何せと申せば監內を巡廻して見まするに天氣續でありましたにも拘らず諸所に水が溜つて居る殊に下水なぞは建物に極く接近した場所に停滯して居ると云ふ樣な有樣で又至つて排水の法と云ふものに注意かしてない而已ならず土地自身が充分の濕氣を帶びて居る爲めに天水其他を充分に吸收する力がないので健康や建物に影響を及ぼす事は決して少なくはあるまいと思ひます殊に修繕は永く怠られたるものゝ如くに見受けました此等は反て不經濟と不紀律の結果を見るに過ぎないと思ひます周圍の煉化塲は一丈五尺の高さに拵らへられて居りますが燒方が不完全であつたが配合土質に依るか煉化石に餘程澤山損して現に外面に顯れて諸所に潰崩して居る所があり升か御承知の通り靜岡は陰な土地で水分を吸收しましても氣候の爲めに煉化の損ずる筈はなかろうと考へますしまするとと矢張煉化の材料に用いた所の土砂其物に最も關係して居るであらうと思ふ、兎に角靜岡縣の監獄が排水の事には至つて不充分な設備であると云ふとは私は自分に信じて居る所であり現に患者の如きも昨年中は百人に就て八人九分と云ふ比例である一方其民の方はどうかと言ひまするとに至つて死亡なぞの數が少ないのでありまするが是には種々の原因があるには相違ありませぬが必ず其原因の一として土地の濕氣を帶びて居ると云ふことが這入つて居るであらうと信じます、若將來に衛生上の成績を充分にしやうと云ふならばあの監獄に向つては多少費用は要しまするけれども衛生工事を行ふの必要があると考へます、此患者の多いと云ふことに就ては醫師も典獄も餘程心配をして種々な方面から救濟の方法は講じて居りますからして遠からず此比例の減ずると云ふことは事實に見ることが出來ませうけれども昨年中の死亡は全國中殆ど比類稀れであると云ふ位な死亡者でありました、また何れの監獄でも醫療の法に重きを置く風かありますか醫療と共に衛生にも一層注意を要するは勿論監獄醫としては精神病學及細菌學の知識は最も欠くべからざるもので醫師の選擧は監獄の衛生に大影響を有し監獄敷地の在監人の健康に影響を及ぼすは實に著しいものでありまして一例を擧げて申しますれば英國の倫敦府ミルバンクの監獄はテームス河畔に建築せられて千八百十三年より千八百二十一年の間に落成しまして四人を千二百人其內に收容しましたけれども此監獄の敷地は常に周圍に川かありまする爲めに一年中水を以て圍繞せられて居ります土地でありましたが爲め非常の病者を出しました、靜岡の監獄の如きも周圍に堀がありまして其堀と云ふものと監獄の敷地と土地の高低に著しき差がありませぬからして到底此監獄の敷地の水分を此傍にある所の堀に流出すると云ふことは出來ないのみならず寧ろ反對に其堀の水は

自然に監獄の敷地に闖入する位であらうと思ふ、即ち此英國のミルバンクの監獄と云ふものは千八百二十年から千八百二十四年に至るまで囚人を容れて見ましたけれども非常に熱病とか其他流行性の病氣が續々發生して千八百二十三年二月の調で見ますると八百五十八人の囚人の内で四百四十八人の病者が出來た斯う云ふ有樣でありましたからして非常に醫師も苦心をして食物等の改良を施したり或は倫敦に居る所の有名な醫師なぞを傭ひまして其病因を研究致しましたけれども一向病人を減少することが出來なかつたので已むを得ずデビーと云ふ人の說で恐らくは此病の原因は空氣の流通が充分でないのではないか是を改めて見たならば此監獄の缺點は或は救ひ得らるゝかも知れぬと云ふので千八百二十五年に空氣流通法を改めて是に再び囚人を移して見ましたけれども又其翌年には非常に下痢患者を發した而して頗る猖獗を極めまして折角多額の費用を費して建築をしました監獄も遂に用ふることが出來ぬ樣になつて廢監にするか若くは唯一時囚人を假留すると云ふ位に過きないと云ふことになつて仕舞つた例があるのでございます、で私は他の點に就ては僅かな日數で、あつて充分に研究も出來ませぬが確かに敷地は疾病の一原因になつて居ることを認めて參りました、それから先づ建物に就て申しまゝれば前述べました樣に少額の金を以て造りましたものでありまするから至つて不充分である、監房は先つ檢束と云ふことにも衛生と云ふことにも充分適して居らぬだらうと思ひます監房の構造を申しますれば木造であつて內部は或る高さまで羽目板を設けてある、併し其羽目板の上部は普通の壁であつて色は俗に言ふ玉子色と云ふ樣な色に塗つてありましたけれども今日では餘程壁にも破損を生じて居ります又羽目板にも猥にも著しい隙間を生じて居つて凡ての塵芥其他傳染性の病毒なぞが潛伏するに最も便利な場所を形ち作つて居る又監房の材料なぞも充分堅牢な物は用いてないのでありますから少しく看守の視察が不行屆でありましたならば破獄と云ふ樣なことも困

難であるとは認められないので容易く破獄することが出來るだらうと思ふ、分房の方は空氣の容量も勿論充分である樣に見受けましたけれども雜居房の方は格別廣くない場所に五人六人位の囚人を入れて置きまするので空氣なぞは普通の原則に依りますれば其容積が少ないと言はなくてはならぬ、而已ならず夜間の點燈は僅かに「ランプ」を用いて居るでございますから種々な弊害も其內には起るであらうと思ふ、本來我々は雜居と云ふことに習慣が付いて居りますから此監督の不便な視察の充分に出來ない監房に五人も六人も容れで置きまして強いて慊みませぬけれども一所に往きました教師なぞは斯う云ふ狹い場所に五人も六人も拘禁して置いて而して日本に於ては別に風俗に害のあると云ふ樣なことはないのであるか獨逸りでは堅く斯う云ふことは禁じてあると云ふ話でありました、それから監房に依りましては此壁の破損した所なぞへ紙を貼付けてありまするが是なぞも隨分破損して居る所が多い而已ならず日本紙は壁なぞに貼つて置きましても直きに物が觸れると毛立つて來ますから是から凡ての徽菌或は不潔物が止まり易い而已ならず若傳染病者がありましても壁とか紙で貼つてありましては二十倍の石炭酸水を以て消毒すると云ふ樣なことは到底出來ないので又黃であります又とか羽目板も唯板を削つて其儘用ひてあると云ふのが是が一般の慣習になつて居りまするけれども將來に於ては何か水分等を吸收しない所の「ペンキ」であるとか其他の物を塗りませぬでは監房を水で洗ふと云ふ樣な時に非常に不便を感す多くの外國では「アスハルト」の樣な物を用ひて縱し煉化の監房であつても壁は悉く「ペンキ」で塗つて置くとか若は其他の水分を吸收しない物を用ひて定期に石炭酸を以て消毒的掃除をして居るのでありまず追々日本の監獄なぞでも將來新築する物に向つては是等の注意も必要であらうと思ふ又獄の透間なぞは單り其透間に芥が溜るばかりではない床下も自然に芥が落ちて不潔にもなり又天井の透間などは夜間在監人が寢て居る時に種々不潔な物質が落ち

て遂にそれが吸收せられると云ふ樣なことあるので是も衞生上の必要からは悉く其透間を密閉しなければなりません、

斯う云ふ具合に監房の建築が不充分でありますから一朝傳染性の病でも這入りました時には甚だ困難をするであらうと思ふ、勿論空氣流通と云ふことに就ては相當な窓が付いて居りますから是は充分であらうと思ひまするけれども視察孔として監房の內面に向つて口の廣がつて居る桶が壁に塗込んである、成程是は餘程大きなものでありますから中かを覗いて見た折には監房內能く見へる樣であるけれども是に蓋が拵へてない故に向き合つて居る所の監房に居るものは看守の眼を忍んでは其大きな視察孔と稱する所から指の先で手眞似をするとか或は話をすると云ふ樣なことは隨分出來難いことではない、獨逸の敎師もし若是を置くならは內からは開閉の出來ぬ樣に是非蓋を設けることが必要であらうと云ふことを言つて居りましたが私も至極尤のことと感じました又懲治監として監獄內の一區畫中に小さな建物がありましたが是もや眞少年なぞを容れまするには最も不適當な構造であつて他の監房と異つたことはない、寧ろ周圍に些かの畑を作つて其眞ン中に其物丈け一つ置いてあるので寒氣に對しても餘程困難の場所であらうと思ふ實際懲治人なぞと云ふものは敎育すべき性質のものであつて普通の監房に容れると云ふ樣なことは是は根本の法が間違つて居るけれども兎に角モウ少し建物の有樣を變へてさうして凡ての取扱を改めぬければ名は懲治と云ひましても矢張禁錮刑と異つたことはない樣になつて仕舞ふ、それから避病監と云ふ樣な物が矢張監獄の構內に設けてありまするけれども實に此建物は不完全の物でもあり單に是は八種傳染病とか何んとか云ふ樣なものを入れる所で平生は明いて居る所であると申まするけれども殆と病者として特別の待遇を受くべき者を容れる場所とは思はれぬ程な極く粗末の物であつて敎師なぞも餘程異樣な感を懷いた樣でありました矢張病者を入れまする所はモウ少し其事には充分氣が付いて居りまするけれども如何せん修繕費と云ふものが三百圓足らずのものであつて爲めに少しも建物に手を着けることが出來ぬと云ふことを言つて居りました、以上御話致しましたのは重に建物に關係した部分でありまして其他內部の帳簿類も重もな物丈けは少しつゝ見ましたけれどもまだ充分整理したものとも見へませんなんだが併し署員一同奮勵せられましたなら日ならずして整理することが出來ましようと思つて居ります又重もな書類の身分帳とか云ふ物に於きましても遺憾の點はありまするけれども追々整理も出來る事と信じます、尙此監獄に對して私の希望を言へば尙一層總ての事務を簡便にして而して必要なる部分に最も多く力を加へることにしましたならば著しく職員の仕事を減してさうして書類帳簿の整理が充分に行屆く樣になるであらうと云ふ考であります、其他事務の細部分に至りましては今回の巡廻に於ては敎師を連れて居りまするので充分に調査を致しませんなんだが先づ靜岡の監獄を一見しまして私の考を申上げれば大体以上の樣な事柄であります

○監獄管理所屬の事に就き再ひ僚友諸士に啓上仕候

中村襄君

寒威漸やく減し風光又芳唇を迎へ候先以て諸士益々御健在に可被爲涉爲邦家珍重不斜義に奉存候陳は本回は前號に申殘し候書記看守長の增俸及其人員の減少幷に看守採用法等の改正に關する事を詳述致すへき心算に御坐候處刻下監獄管理所屬の事は尙一層之より急務と存候に付先此事に就き貴意を得候間每

度御迷惑なから御一讀の榮に預り度候尤も彼の貴族院に於ける司法省所屬云々に付ては前回に畧々申述置候に付本回は唯地方廳と監獄との關係を聊か開陳仕諸士の御同情を得度希望に御坐候

抑も監獄主管所屬の當否利害の問題は今日始まりたる事に無之業既に定論も御坐候得ば今更こと〳〵しく申述候必要無き筈に候得共世間の人は中々一應の道理や事實に從ひ呉れ不申苟くも自分に面白からぬ事としあれば理を非に曲げ候ても其慾望を滿たさんとする輩も澤山に御坐候時節柄に付小生なぞが廻りもせぬ筆を採りて騷がねばならぬ事に成行申候小生は元來好んで個樣の事を申度は更ら〳〵無之眞に止むを得ざるに出で候義に付此邊篤と御推察を得度候

偖此所屬問題に就き頃日伝かに承はる處に依れば或る地方の方々は之を內務省の直轄にせられ候義は不同意なりとて御苦勞にも當節流行の運動とやら申す事にて其近隣へ態々出張せられ之か身方を募らるゝなそ夫れは夫れは中々の御熱心に被爲入候哉の聞さ其は餘り……の事に就き容易に難信候へ共若し假りに此事ありと致さば其旨趣とする處は如何なる邊に御坐候哉此定論ある問題を打ち破り候には余程強固の論據無之候ては叶ふまじ眞逆か監獄は地方行政の一部であるか故に之に所屬し置くが至當で又利益であると怎く漠然とは謂われ間敷去らは寧ろ露骨に監獄を內務省の直轄とせられ候ては職權を殺がれ候感ありて面白からずの旨趣を以てせられ候か是れは如何に……何んでも然らば監獄を將來改良するには地方廳の所屬に限ると申さるべき歟是又猶更謂ひ兼ねられ候事に可有之又余義なくば議論でなく是迄の成績を擧けて證據的に之を拒まれ候哉其證據なきを奈何せんや以上果して不可と致され候はゝ他は何等の理由何等の事實を以て反對せらるべき歟是小生か眞に其譯聞かま欲しく存する處に御坐候

今更申すまでもなき事なから予々事を議するにも行ふにも所謂正義公道と云ふ事を基と致さねば相濟まぬ次第に有之殊に此監獄改良と云ふ事は實に國家宿昔の希望とも謂ふべき重要の事故當局者も多年辛酸を嘗め漸やく今日之か基礎たる端を開かれ候事なれば示後此法律を實行して効果を收むるの方法に就ては予々は誠心誠意一致戮力以て其成効を期さねばならぬ責務を有し居る者に御坐候されば苟くも其間に情實なぞを挾み之か進渉に阻害を與ふる如き事御坐候ては實に帝國民の此上もなき恥辱と被存候惟ふに既に定論ある此所屬問題の事なれば虛心平氣以て考一考致し候へは其道理の在る處利益の存する處は直ちに發見し得らるべく決して摺つた揉んだの議論の起るべきものに御坐なく候然るに其間彼是面倒の起り候義は畢竟其定論ある正義に反するが故に可有之諸士の御承知の如く先年來此國庫支辨法の屢々行惱み候義は畢竟此法の惡しき譯に無之全く種々の事情の犧牲に供せられたる義と被存候

抑も監獄は即日本の監獄にして一地方の監獄に無之候也然るに今又感情や事情の犧牲に供せられんと致され候義には無御坐哉吁々渠は如何なればこそ恁く不遇なる者に候哉小生は思ふて爰に至り候へば深く之を恥ち且恨み且悲しむ處に御坐候

小生は幸にして今日迄至公至平而も監獄改良に熱心なる方々の下にのみ御坐候故頗る愉快に執務致來候へ共曾て承る處に依れば地方廳と監獄との關係は兎角面白からぬ事情もありやに御坐候小生は其所謂面白からぬとの實驗は無之も監獄か地方廳に所屬致し居候ては典獄の働きは監獄に緣深き四分六の割合とは前號に慥に申述候事を記憶致居併し是は地方的の事情言ひ換れば浮世の義理とでも可申歟されば此務めは誠に餘義なき次第別に不愉快の何のと申す譯けには御坐なく候偖其尊さに聞き候事柄とは「地方廳は監獄を監督する責務を有し居候得共之を巡回せられ候なぞは誠に稀にして一年一回乃至二回か關の山甚しきに至は之すらもなき處もあり」との事是は畢竟監獄は一種の專門的事業なれば幾度巡回するも迚も適切の査察は

出來ぬが故歟さなくば其被監督者の信用厚きに因る義と存候次に「監獄は兎角機子扱をせらるゝとか又厄介物視せらるゝなり」と是は人の情として躬ら取扱ふ處の事柄には自然力瘤も這入り可申候へば隨て之に關する人々には自ら親愛の情も起り候は異しむべき事に有之間敷之に反し其事の間接にして而も其仕事の分らぬ事は總て面白からぬ者ゆへ隨て其人々にも自然疎遠と可相成は無理ならぬ義と存候又「監獄は兎角冷遇せらるゝが故に部下の吏員に希望心を薄らき常に腰か浮き居候爲め之か改良を障害す」との事蓋し難を避け易に就かんと致し候は人情の常なれど元來左樣の人は司獄官の所謂聖職なる事を知らぬ者即司獄官たるの資格なき者に御坐候併し其資格なき人にても待遇の致し方に依りては又本氣になりて働く者も有之候へば之を公平に判斷致さば冷遇する者も亦浮腰を致し居候者も其惡しき加減は即五分五分と被存候又其次は「監獄は常に善き方の事には洩され候事あるも割合惡しき事には洩され候事なし」とかや是は餘り妬心深き話しと存候監獄とても等しく地方廳部内の官衙なれは去る事のあるべき筈なし但善き事に洩れ候事のあるは御承知の如く監獄は何れの地方でも其所在地が隔絶致し居候爲め其人々に朝夕顏を遭はせぬゆへ偶ゝは失念致され候事も可有之失念は即故意に非されは敢て咎め候義は少しく邪慳と被存候次は監獄より持出す事柄は八分の理かあり候とも何んの蚊のと支障を附けられ捗々しく決行する事か出來ぬ強て理屈で通さんとする時は利屈仆れとなりて兎角事務の澁滯を來す」との事其故は監獄の事務は地方行政事務と異なり候故局外者には其理屈が一寸分り兼ね候爲め動もすれは議論が起り可申分らぬなら分からぬで此處に任かせて置かれ候へば好都合なれど夫では監督の役目か立ち兼候に付矢張り樣々の議論を致され候事誠に尤もなる次第と存候元來事柄の分らぬ者には八分は愚か假令十二分の理があり候とも夫れか分るべき筈無之蓋し人は氣の持ちようなれは怎る塲合には醒つて自己の說明の足らざる事と諦め候へは腹の立ち候樣の義

は無之と被存候尙此外種々承り候義も御座候へ共餘り長く相成候ゆへ先此邊に止め置き申候

以上は前申述候如く唯小生が曾て聞き及候事柄に聊か卑見を加へ候までに付左樣御承知に預り度尤も今日尙右樣の事情が存し居るや否やは宜敷僚友諸士の御判定に任せ可申縱し假令ひ今日個樣の事か多少存し居候とも遠からずして全く消へ失せ可申候へば敢て介意するに及ふ間敷唯た〳〵小生の今日最も恐れ候義は先般數から棒が出て或は無暗に無鐵砲が飛ひ來候義に御坐候諺に奸事魔多しとか申候へば右樣の問題は寸時も早く御決斷相成候樣當局者に只管切望する處に御座候

予々は元來監獄か何れの所屬に相成候共敢て頓着は不仕唯其所屬する所が正當であつて則當局者が多年苦辛致され候此國庫支辨法が適切に行れ着々其効果を奏する事か出來候樣相成候へは歡ひ勇んて相働き可申決心に御坐候小生只今公平に虛心に熟ら〳〵愚考仕候に何分にも地方廳に所屬せしめ置くの正義と益利とを發見致し兼候左れば惟ふに此所屬商題に就きては地方の或る一二の方々はホンノ一時の行懸り上之が分離に反對を唱へられ候事或はありしならんも元來至公至平國家の樞要に在せられ候方々なれば飜然覺る處あられ既に今日では夫等の事は打ち捨てられ候義と確信仕候へ共又何時何處より如何なる難題か相起り之が遂行の利益に支障を與へられ候哉も難計萬一去る義も候はゝ小生の如き斯業に從事致し居候者は假令一身を賭し候共唯僚友諸士と共に微力を致し飽まて其障礙を取除き國家の宿望たる斯業改良の効果を完ふするの初心を貫徹せしむる事に努むるの覺悟に御坐候尙々敬愛する僚友諸士よ此義に御同情被成下候や否や右は取急き前後錯雜頗る杜撰幸に意の在る所を御洞察被下候へは本懷の至に存候先は以上得貴意候拜具

○感化主義の確執

早崎春香君

監獄の主管問題に付内務省論あり司法省論あり孰れも一理あることならむかなれども感化主義の確執上理非如何と顧みるに内務司法兩なから妙ならす余輩の意見に依れは唯獨立の一方あるのみ獨立と言へはとて今俄に一省を新設するの謂にあらす今の監獄局を内務省より分離し手近く例せは會計檢査院や大審院の如き一院として獨立せしむる位にて當分不足なかるへし政府か議會に對し監獄の主管問題に付ては何等の成算なしと明言せられたるも蓋し獨立を暗示せられたるものならむと余輩は確く信して疑はさるものなり

○迎明治三十三年辭

本編は本誌第一號に掲載すへかりし等の所編輯の際脫落せしを以て本誌に收載しぬ讀者諒之

球陽佐藤元次郎君

律は歲晩に回りて一陽爰に來復し輝々たる朝暾は醜々たる旭嶽に映して國家の隆運を祝賀するもの丶如く天地萬象悉く皆祥瑞ならさるはなし嗚呼吾人は明治の昭代に生れて乏を監獄官吏の末班に承け此隆運に遭遇す豈に爲期道一片の赤心を吐露して祝意を表せさるへけんや

回顧すれは吾國獄事改良の論は十數年前より當路者の間に行はれ明治二十一、二年の頃より著しく其勢力を見はし明治二十三年監獄官練習所を設置し時の典獄を召集して獄務を練習せしめらるゝ之を第一回とす尋て同年第二回受業生を召集し監獄科學の講莚を開かる蓋し吾國監獄官吏に對し科學の講莚は此時を以て權

輿とす爾來第三回受業生を召集せられしも不幸にして故フオツ、セーバッハ先生の易簀に遭ひ開所を告げらるの余儀なきに至り茲に一頓挫を來たさん歟と杞憂を抱きしものなきにあらざりしが吾國の進運は決して之を許さす當路其人ありしと岳洋小河先生の如き其他濟々たる多士のあるありて獄務の改善は月に新に年に改まり所謂長足の進歩をなして着々其實効を呈し來れり試みに去三十二年中の我か監獄界に顯はれし重要なる事蹟を譯ぬるに典獄任用令、監獄則幷に監獄則施行細則の改正、隱て之に伴ふ諸般制度の改善、集治監及聯合廳府縣典獄協議會、條約改正の結果外人拘禁準備、警察監獄學校の設置、外國教官の來朝、看守俸給令の改正、監獄協會の改革、監獄倶樂部の設置計畫、獄事參考品及之に關する書籍書類の蒐集、殊に吾人か多年間翹望せし監獄費國庫支辨法律案の可決確定等數へ來れは枚擧に遑あらす此は是れ當路者及ひ監獄協會の如き斯業の發達に銳意熱心改良進歩を促かせし結果に外ならすして吾人か特に多とする所なり

既往已に斯くの如しとすれは將來豈亦彼れか如くならさるべけんや否層倍の發達進歩を希圖せずんはあるべからざるなり抑も一日の謀は晨且にあり一年の謀は元日にあり吾人は一陽來復茲に新なる乾坤を迎ふると同時に吾人の希望を開陳する強ち無用にあらさるを信す而して吾人の希望は一にして足らすと雖も大體先つ專門監獄建築技師を主務省に設置せらるゝこと(一)監獄官の位置を進めて他官衙と其平衡を得せしめらるゝこと(二)監獄費國庫支辨法律の實施と共に監獄の管理を主務省の直轄に改めらるゝこと(三)監獄作業規定を設置せらるゝこと(四)女監取締長を設けて判任官と爲し且つ女監取締を判任官待遇とし共に服制を設けらるゝこと(五)敎誨師、監獄醫の位置を高めらるゝと共に監獄醫の服制を設けらるゝこと(六)授業手の服制を設けらるゝこと(七)等の如き是なり此等の點に就ては當路夙に成竹のあるあるは固より論なか

る〻きも丹細に點察し來れば第一多くの監獄は其建築爾來遠く年所を經しものもあらん或は倉庫に修理を加へて僅かに獄舍となせるか如き者もあらん兎に角構造不完全にして當今の拘禁制度に適せさるもの多多なるべし果して然らは將來改築又は移轉新營を要するもの多きは明なる事實にしてこを忽諸に付すへからさるは勿論とす此時に方り其筋に監獄建築專門技師を置きて監獄構造の標準を設け併て各監獄を巡廻し其緩急を圖り漸次に改築又は新營の計畫を定め遐邇一體敢て過不及なからしむるは刻下の急務なるへきを信す第二監獄と云ひ警察と云ふ等しく是れ國家行政機關の一にして其事務の上に於て大小輕重敢て逕庭あるを見す殊に官制の規定に據りて見るも警部長は警察部長典獄は監獄署長となり云々とあり其職務權限に彼此輕重なきは何人と雖も首肯する所なるべし顧て之れか官等は如何彼は四等乃至七等にして此れは六等以下八等なり（固より集治監看視總長四部長等は包含せず）加之視學官の如きも五等以下七等にして或る場合（内務部長の下に位し而も其官等は上級に位すと云ふに至りては大に平衡を得さるの嫌なきか敢て識者に質し當路者の一顧を煩さんと欲す是れ監獄官の位置を進めて他官衙と其平衡を得せしめられんとを望む所以なり第三監獄費は已に國庫支辨となり隨て諸般の制度に改正を加へらるゝに於ては地方廳の管理を離れて中央主務省の直轄とせらるゝも何等の不都合あるを豫想せさるのみならす人文の發達進歩と共に地方行政事務の年々多岐複雜に渉り隨て忙殺日も亦足らさるに至るは炳焉火を見るか如くにて到底監獄の監督にまで周到なる能はさるは事理の當に然るへき所なるが故に寧ろ地方廳の管理を改めて主務省の直轄とせらるゝの勝れるに如かさるを信す此點に就ては諸先輩の詳論あり何んそ吾人の蛇足を要せんや然りと雖も希望の一として茲に其梗概を述ふるのみ第四監獄作業に關しては刑法、監獄則、同施行細則、及ひ獄務概則等に其大體を規定せられしも之れか方法順序即ち官司業は如何受負業は如何等の細目に至ては未た一定の規定なく隨て監々其處

理を異にするの恐なき能はす其他監獄作業特別會計法の設定亦必要なるへきは信して疑はさる所なり第五男在監人の戒護に看守長看守を要すると同く婦女在監人に對し之れと同等の女監取締長及ひ女看守即ち女監取締を要し遠て相當なる服制の設けあるへきは當然にして吾人の喋々を俟たさる所なるべし況んや其檢身及ひ或る場合に支障あるは實務家の已に經驗する所なるに於てをや吾人か此希望ある所以なり第六聞く所に據れは教誨師及ひ監獄醫は早晩高等の位置に進めらるべしと是亦當然にして決して齊東野人の言にあらさるべしと然れとも寵を得て罰を望むは人情の常教誨師の如き已に法服のあるありと雖も獨り監獄醫に至ては未た一定の服制なきか故に和服を着するも脊廣を着するも亦隨意なるべし苟も看守等の上官として獄務に從事し殊に常に在監者に直接して其任務を盡す多きものなれは須く一定の服裝を爲し紀律姿勢の整然たる恰も軍隊に於ける軍醫の如くなるを要すべし第七授業手の如き亦常に囚人に直接するものなれは之れか相當の服裝を要すへきは吾人の辯を俟たさる所なりとす

以上は概して客觀的の觀察に過きすして其主觀的獄務の眞相に至ては千狀萬態千百啻ならされは此は是れ暫く他日の研究に讓り只吾人は多事多望なる此新乾坤を迎ふるに當り鷄鳴則ち起きて盥漱沐浴正裝して遙に東方を拜し次に國家の隆運と監獄社會僚友の健康を祝し了りて硯を洗ひ新なる箋を執りて聊か希望を記し謹て新年を迎ふるの辭を作ると云爾

○地方感化院の設立に就きて

東京感化院　高瀨紹卿君

監獄費國庫支辨法案、帝國議會を通過したるを以て、政府は感化院法案を發布し、少くとも各府縣に一個

の感化院を設立せしめ、不論罪の少年若くは無宿の不良少年を收容して之に初等教育と職業とを授けて自活の道を立てしめ、以て犯罪を未發に防かんとすと、若し聞く所にして果して事實ならば、國家の一大美擧なり、其各府縣に必らず一の感化院を必要とするや、將た全國樞要の地に設けて數府縣共用のものとするを可とすへきや否やは別の問題なり、余暫く聞く所に由て其處信を述へんとす

憶ふに我日本帝國に感化事業の起りしは實に明治十八年とす現時澁谷村字羽澤の御料地なる吾東京感化院は實に日本感化院の始めにして、十有六年の星霜を閱し、經營幾多の慘憺艱難を凌きて今日に至り、日本帝國否な東洋唯一の感化院として殆んと獨特の事業の如き觀を爲せり、其後ち千葉、岡山、長崎等に設立せられたる感化院ありと雖も、今日僅かに名を存して實體の見るに足るものなく、相前後して人の忘るゝ所となりしは斯道の爲め遺憾の極とす（倘ほ各府縣に感化保護院なるものあれや何れも放免囚を收容するものなれば例外とす）其衰運に至りしは管理者其人を得ざりしか爲か、或は資金意の如くならざりしか、抑も亦組織の方法宜きを失せしか、探究すれば源因必す其中に存するならん

抑も感化事業は普通教育を施す所にあらず、又監獄と同種の者にあらす、一種特別なる教育所なり、普通學の教員たらんと欲せば五六年の修業以て中學校師範學校の教授者たるに足らん、警官獄吏たらんと欲せば、一片の願書と簡單なる學力とを以て希望を達するを得れとも、獨り感化學（コハ余の命名せしものにして感化教と云ふ方穩當ならんか）に至りては、夫れ何れの所に往て之を學はんか、學力豊富なるも未だ必すしも感化者たるへからず、智力超絶せるも亦未可なり、然らば何等の資格を有すれば以て可なるか、乞ふ分つて之を說かん

（一）目的

本論は主として不論罪の少年、若くは不良少年を收容する感化院の爲め立案したるものにて、東京感化院の如き資產ある子弟を教育する所、即ち高等なる感化事業として見たるに非す、讀者請ふ了せよ

感化院の目的とする所は學術を教授するにあらず、職業を傳習せしむるにもあらず、依るへなき幼年者、不良少年を教育訓練して社會の良民となり、普通の生活をなし得る樣に養成せば以て滿足するなり、かく云はゝ事甚た易きか如しと雖も、決して輕々に看過すへき事業にあらず、此目的を達する手段及び其方法實施に付きては種々なる苦心あり、到底局外者の想像し得へきにあらず、要するに目的とする處は、少年の犯罪に陷るを救ひて社會の良心を造るにあり、出來得べくんば進んで相當の學術を授け又職業を習はしめんとするにあり

（二）組織付院長

教育の機關、被感化者の取扱等、院の組織に關する事は、感化の實績を擧げ得ると否らざるとに關するものなれは、設立の初めに當りて熟考するを要す、先づ院の統括者として院長なかるべからず、次には院長の命を受けて教授保育を主る教職を要し、工業、農業等の設けあらは授業手を要す（庶務に關するとは云はず）凡そ院長なるものは他の職員及び被感化者に向ては絕對的の權力なかるべからず、各府縣にて感化院を設け院長を委任する以上は、總て院務に關しては全局の權力を與へ、知事、府縣會、參事會は只だ監督者の位地に立ちて決して掣肘を加ふる等の事あるへからず、又部下の職員に對して進退黜陟を專行し得るの威權をも有せしめさるへからす、故に院長を撰ふは愼重に愼重を加へ、第一に事業に忠實熱心なる人を要す、必らずしも學力地位の拔群なる人を要せず、所謂事業と討死する底の人物を撰擇すべし、當時にありては此の如き人乏しと雖とも、求むるに難を以てし、委するに道を以てせば決して得難きにあらず、

感化院長を委任したる以上は之を易ふるとも亦愼重にすべし、普通の學校にありても校長の出入頻繁なると教員の進退常なければ、彼教育者は安んじて業を受け難きものなり、普通の學校尙然り、況んや品性の陶冶を主とせる感化院の如きものに於てをや、故に監督者は一切の情實を去り、毀譽褒貶を顧みず、徐かに其成績如何を監察し、三五年の日月を經過するも尙功績なくんば斷然更迭を行ふも不可なし、只特殊教育に至りては一年二年の間には豫想通りの功績は收め得へからさる事を豫知せざる可らず、關西の某感化院の如く、院長は一年を以て任期とすと云ふが如き組織を立つるは、立案者が此教育の何物たるを解せざるに坐す、凡そ何程の事業を問はず、少しく其緒に就き功果の稍々見るへきものあれば、野心家起りて當事者を排斥し、己れ取つて代らんとするは、當時の弊害否な古今を通しての大弊なり、監督の地に立つもの宜しく注意を加へ野心家の慾を遂げしむる事ある可らず、其院長に著しく見ゆる所の功績なきも、人と爲り熱心忠實公平無私ならば安んじて委任すべし何んとなれば熱心忠實なるは最後の勝利者なると疑なければなり、組織の詳細は他日に讓り茲には其大要を擧けぬ、

(三)教義付宗教

何れの地の感化院を問はず、其院の教義を定むるの必要あり、教義を定めて後に總ての教育は之に準據して施設せざる可らず、是れ恰も太陽を中心として衆星運行し四時行はれ百物生るが如し、教義立たずんば當事者は何を標準として行動せんか、儒により、佛により、又耶蘇により、各員の理想とする所區々として定まらずんば、彼感化者は何を主として何れに依り安心の道を得ん、院長其人を得れば教義の成文なきも可なるか如く見ゆるも、彼も亦人なり焉んぞ過失なきを得んや、又焉んぞ前後相馳背するの命令出るなきを保せんや、故に曰く一定の教義を定め、職員をして其施設する所を知らしめ、彼感化者をして安ず

然らば其教義は何に依らんか、言ふ迄もなく、廿三年に下し給はりたる、教育の勅語によるへし、我國教育上の道徳教化は大小其程度を異にすと雖も、一般國民の遵奉すへきものは　勅語の外に出でず、然れとも賜はりたる　勅語は四千萬同胞一般に示し給へるものなるとも、其中ち感化上に適切なる部分を摘出せば教義を定むるとを得べし、或者云はん、宗教により教義を立つる事最も適當なるべしと、余は謂ふ我國の感化院は宗教以外に超然たるを要すと、彼の宗教なるもの、可不可は余の知る所にあらず、余は只た公立の感化事業として一宗旨を偏用するの不可なるを知る、又國躰の如何、建國の由て來る所を考ふれば宗教に由らざる教義を立つへきを信ずるなり

(四)位置付構造

校舍の位置と構造とは彼教育者の受くる感化力に非常なる關係有るは教育家の等しく認むる所なり、特に感化院の如き特殊教育を施すへき所にては、最も位置の撰擇と家屋の構造に注意せざる可からす、市街に余り接近したるは勿論宜しからず、春花秋月に付けて人の群集すへき附近、或は觀覽所、花柳街等を近く控へたるは固く避くべし、去りとて余りに邊鄙なるも、院の供給物を集收する點に於て少なからず不便を來し、引いて彼感化者にまで思はぬ影響を蒙らしめ教育上害ある事あるへし、且つ感化院法案は如何なるものなるや未た一見せざれは詳細は知り難きも、法律の命する所乃ち裁判所の判決によりて、不良少年を入院せしむるものなるべければ、管理の裁判所と餘りに隔絶しても建つへからず、次に構造なるが、居は氣を移すと云ふ位なれば、余りに監獄類似の構造は宜しからず、又普通の寄宿舍の構造も不適當なり、此の構造こそ感化の機關を運轉し得るの便不便の來る所なれ、理屈にて出來得るものならす、去りとて他

に往きて實驗を求むるの地もあらず、こゝ當局者の苦心する所なるべし、若し志ある人あらば直に車を進谷に馳するこそ、最も捷路なる可し、

(五)管理法及管理者

管理法は一朝にして完全なるものを定むる事蓋し至難なり、先づ初めは大体の方針を立てゝ之れに依り、漸を追いて規定する方安全なるべし、寛に失すれば取締に困む事あり、嚴に失すれば被感化者安心する事能はず、寛嚴其宜きを得て中庸を失はさるは、管理法の具備よりも寧ろ管理者の手腕にあり、如何に管理法精密なるも、執行者之を等閑に付せば寸益なきのみならず、却て教育機關の運用を防くる事あり、是に於てか院長なるものは熱心忠實にして、然も智慮周密なる人を要す、管理法なるものは教育の方便にして、其功果の有無は使用者の人物如何に存す、特殊教育を施す所にては、管理法の如何よりも被感化者に良風俗を養成するを至要とす、此良風俗を基礎として教育を施せば、成文法にて拘束するよりも勝ること萬々なり、大體の方針に全体の權衡を失はさるに注意すれは、成文の理法よりも不成文法の方、運轉圓滑なり、去りながら是の良風俗は一朝一夕の能く得らるゝものにあらされは、設立の當時に當りて適當なる管理法を制定するの場合には、精に失することなく、其大体に通する規定を立つ可なり、一二年を經過するの間には知らず〳〵必要に迫られて、自然と管理法の具備するを見ん。

次に管理者の事を言ん、院長の事は組織の一項に於て大略を記せり、教育學上より見るも、教育者と被教育者とは、互に相愛せざるべからず、兩者間に一點の意思の懸隔あるも、圓滿なる結果は得る事至難なり、感化院には先づ不良少年を收容するものなれば、教育の職にあるもの乃ち管理者は、決して彼等を疎外し、嫌惡し、若くは虐待するの傾向あるべからず、而して之に對し、圓滿慈愛なる愛情を以て之に接すべし、如何なる頑童と雖も愛に感ずべき乃を彼は有せざるなり、愛して親しまずんば其仁に歸れざるは聖人の教なり、我彼に接するに慈愛を以てす然も彼服せざるは、彼の非なるにあらず、我が足らざるなり、彼を責めずして自ら省みよ、然れども愛の一途にて事足ると思ふは非なり、時には嚴父の威も必要なり、一方に愛情親しむべき職員あり、而して彼らには威嚴憚るべき職員あり、愛と嚴と相待ち、車の兩輪の如くにして感化の功を運ふことを得べし、此れ管理者の撰擇の容易ならざる所以なり、愛と嚴とを兼ねたる人容易に得る事能はず、二者を併用して其能を盡さしむるは一に院長の責任なり、院長を始め職員一同協心して一團體となり、一時局部の功を期せずして志を永遠に馳せ、如何なる場合に臨むとも互に功を爭ふが如きは最も非なり、又被感化者の歡心を求め、己れ獨能き子にならんと欲するが如き念を有するものあらば、彼は教育家の資格なきのみならず、其院全體に無形の損害を與ふること少なからざるべし、此の如き至難の位置に採用する人物は如何なる所にあるか、此れ大問題なり、請ふ後日を期して更に云はん、看守などを勤むる人よりも、却て小學校教員中の大熱心家を求むる方安全なり。

次に職員の數及び其職制の大體を言はん、地方の感化院は入院者五十名を出さるべし、五十名の感化院としては院長一名、教員一名、授業手一名、取締員十五名に付一名として凡そ四名を要す、教員は取締員之を兼ぬるも又可なり、外に事務員一二名を要す、總して八九名の人員を要す、感化事業は他の教育に比して割合に職員を要するものと知るべし、

(六)賞罰

教育を施す方便として賞罰最も必要なり、賞罰なるものは被感化者の善を奬勵するものなれば、賞を得んが爲め善をなすの傾きあるは注意して之を避くべし、時には言葉を以て之を賞し、或は動作を以て之を

貨し、又は物品を與ふる等種々あるへしと雖とも、要するに名譽の念を養成するに過きす、罰も又然り、徒に肉体を苦め心志を難ましむるの手段をとるは拙なり、出來得る限りは彼の良心に訴ふるの勝れるを見るも、夫れは被感化者の智力の程度を考へざるべからず、智力の程度低き者に向て反省を求むるは何等の効力もなし、頑強屈せざる者には時に體罰を加ふるも非なりとせず、濫用すれば効力を失ふものなり、如何なる場合にても彼等の失行を見て叱責怒號するは失體なり、尤もこれにて或る時には必要あることあり、要するに教育者は彼等の失行に對して心を動すこと勿れ、

(七)學事

學事は最高程度を小學高等科位に置きて可なり、感化院にて至要とする所は學科を教授するにあらずして不良の行爲を矯め性行の方正なるを求むるにあり、言を代ふれば德育を主にして智育を從に置くものなればなり、今の小學科中にて不用のものあり、算數は和算を學ばしめて洋算は參考に供すべし、作文は日用文に足れり記事文などは課するに及ばず、讀書も假名雜り文を讀み得ば可なり、理化學の如きは殆んど要なし、出來得べくんば日本歷史と日本地理の大體を授くべし、圖畫と唱歌は兒童教育に於て大に効用あり、和歌などは心思を和ぐる點に於て最も可なり、教授法の如何により十二三歲の兒童にも歌を詠ましむると難きにあらず、

(八)工業、農業

一種二種の工業を以て彼等に授け、夫を以て自活獨立せしむることは到底望むへからず、只だ幾分か院費を償ふと工錢を階與して貯蓄せしむる位に過ぎず、元來感化生か自由に外出を許さゝる方宜きを以て自然の勢として運動の缺乏を來すべし、故に工業を授けんよりも、却て農事に從はしむる方宜しかるべし、運動にも補あり、收入の點も工業と比して大差なかるべく、特に教育上に於て植物より受くる思想の感化は著大なるものなり

以上八條の外猶は組織上最も考究を要すべき問題あり、階級制度を採るや否や、家族法を用ゆるや否や、村落法を可とすべきや否や、退院後管理方法如何、入院者の資格如何等の問題あるべしと雖も、こゝには感化院設立に關する要點の大體を示せり、其余は他日をまちて之を述べん、只だ此の意見を草するや机上の空論にあらず、數年の經驗より得たるものなり、貴紙を借りて感化院設立者の一餐に供し、併せて大方に教を待つ。

雜錄

○久保田監獄局長略履歷

本年一月鳥取縣知事ゟ監獄局長に榮轉せられし久保田貫一氏の略履歷を請ひ得たれは茲に揭載しぬ

久保田　貫一

正四位勳四等

兵庫縣豐岡藩　嘉永三年五月生

一明治十二年十一月　任外務二等書記生(倫敦館事館在勤)

一仝十四年九月　外務御用掛被仰付

一仝十五年一月　任農商務權少書記官

一仝年三月　任參事院議官補

一仝年仝月　太政官御用掛兼勤被仰付

一仝年五月　敘從六位

一仝年五月　集會條例改正布告案元老院議定ニ被付候ニ付內閣委員被仰付

一仝年六月　兼任參事院書記官

一仝年七月　請願規則制定ノ件元老院議定ニ被付候ニ付內閣委員被仰付

一仝年十二月　布告布達告示ノ公布式改定布告案元老院議定ニ被付候ニ付內閣委員被仰付

一仝十六年十二月　免兼官

一仝年仝月　兼任太政官少書記官

一仝十七年九月　中央衛生會委員被仰付

一仝十八年三月　專賣特許條例制定ノ件布告案元老院議定ニ被付候付內閣委員被仰付

仝年四月　任內務權大書記官

一仝年五月　敘正六位
一仝年九月　中央衛生會委員被仰付
一仝十九年三月　任內務書記官
一仝　敘奏任官二等（上級俸下賜）
一仝二十年十二月　內務省文官普通試驗委員ヲ命ス
一仝二十一年三月　郡區長試驗委員ヲ命ス
一仝年五月　任內務省參事官
一仝　敘奏任官二等（上級俸下賜）
一仝年仝月　中央衛生會委員ヲ命ス
一仝年二月　京都、大阪、兵庫奈良三重和歌山ノ二府四縣監獄巡閱ヲ命ス
一仝年七月　監獄則幷監獄則施行細則審查委員ヲ命ス
一仝年十一月　兼內務大臣秘書官
一仝　敘奏任官二等
一仝二十二年六月　北海道廳監獄巡閱ヲ命ス
一仝年十二月　免兼官
一仝二十三年一月　任內務大臣秘書官
一仝　敘奏任官二等（上級俸下賜）
一仝二十三年二月　陞敘奏任官一等（下級俸下賜）
一仝十月　任內務書記官兼內務大臣秘書官
一仝　敘奏任官一等（下級俸下賜）
一仝廿四年一月　依願免兼官
一仝　上級俸下賜ス
一仝年四月　任埼玉縣知事
一仝月　敘勅任官二等
一仝月　敘從四位
一仝廿五年十二月　非職被仰付
一仝廿九年一月　敘正四位
一同三十年四月　任和歌山縣知事
一仝月　敘高等官二等
一仝年十二月　敘勳四等授瑞寶章
一仝三十一年十月　依願免本官
一仝三十二年十二月　任鳥取縣知事
一仝月　敘高等官二等
一仝三十三年一月　任內務省監獄局長
一仝月　敘高等官二等

○道の栞の發行を歡ひ併せて聊か卑見を述ぶ

下總　孤松生君

道の栞第一號は客月十五日を以て、東京書院磯村豊貞氏の由て發行せらる、而して本書の目的は專ら在監人の看讀に供するに在りと、予本書を通覽するに、其體裁は優美に其文章は平易に而かも流暢にして、其部門分つて九と爲せり、曰く譬話、曰く叢談、曰く傳記、曰く產業、曰く家庭、曰く格言、曰く雜錄、曰く時報、曰く新刊紹介、而して口繪あり插繪あり

て、其記する處載する處のものは、曾悉く人の規矩たり準繩たり、又社會的智育涵養の資たらざるはなし、之れ眞に道の栞たるの名題に背かず、是彼の慈憂遺なきの可憐兒を、慰撫愛育する慈母たる也、又彼の社會の感情に餓へたる者を、涵養啓發するの良師たる也、將又彼の所謂零丁孤苦形影相弔する處の者を、誘掖扶植する益友たる也、予は今日此好個の雜誌の發行あるを深く歡ひ且つ厚く謝する者也、盍し在監人を敎養誘掖するの方法、即敎誨に書籍に通信に接見に又差入等に於て、敢て不備なりと云ふに非らずと雖も、猶ほ彼等に適切なる書籍の闕如たるは、頗る恨事とする處也、現今彼等に看讀せしむる書籍は、其範圍極めて狹隘にして徵ぬ古來あり觸れたる而かも陳腐に屬する、道德的若くは宗敎的種類のもの多し、偶々新著のものあるも、是亦多くは徒らに高尙に失したる理論的のものにして、彼等の力善く之を實地に應用する能はざるものならざるはなき也、故に彼等是を攜ふるは徒らに其體裁の美麗なるを、同囚間に誇るの具ならざれば、唯監房內の裝飾物たるに過ぎずして、彼等に必須的、即時々々の物價の昂底事物の流行等、社會の變轉する狀況を知得せしむるの方法は眞に絕無と謂ふも敢て過言に非らざる也、然るか故に彼等は長年月の間拘禁せられ一旦出獄する時は、其星霜の變遷と共に親族は亡ひ朋友は去り、一人の彼等を導く者なし、彼等は恰も暗黑界より俄かに光輝炳然たる世界に移りたる如く、彼等の眼線は忽ち赫々たる光輝に攫たれ、恍惚として途に迷ひ殆んと其向ふ處を知らず、爲めに多年辛酸を嘗め習ひ覺へたる工藝も、之を施すに由なく切角貯蓄したる工錢も、之を生活に資するに術なく、遂に悔悟歸善したる心も亦之を保維する能はず、累ねて犯罪者たるの悲境に踏入る者、此々皆然らざるはなし、殊に示今年を遂ふて彼の分房拘禁行はるべきに、之に看讀せしむる適切の書籍なき時は、益々以て社會の事情を遮斷するに至り、其結果は分房拘禁の効果も亦遂に收むへからざるに至らん歟を憂ふ然るに今本書の發行を見る、之れ頗る時宜に適したるもの也、宜べなる哉、本書か斯社會に大に歡迎せらるゝ事、蓋し又故なきに非らざる也、予謂く本書は僅々六十頁に過ぎざる小冊子なりと雖も、然かも彼等を啓發誘掖するの効、蓋し彼の壯麗なる浩瀚の書籍を凌駕すべき也、

壺を得て罰を望むは人情歟、尙予をして希望の二三を謂はしめば、第一に繪は出來得べくんば記事中の重なる者を描き顯すに於ては、讀者の注意を惹く事一層深からん歟、第二產業は彼等が容易に解し得らるべき卑近なる事項を擇むに於ては、其益多かるべし、第三彼の家庭團欒は貴賤の差別なく、人世最大の快樂なれば、彼等に此の希望心を懲懲するに大利益あるべく、但之を採擇するも成るべく、想像的若

くは理論的に渉るものを避け、新聞紙等に顯はるゝ事實談を揚げは、殊に面白くして効果あるべし、第四物價の昂底を彼等に紹介するは最も緊要なりと雖も、彼の比例的に係るものは、多少經濟學に通曉する者に非ざれば知解するを得ざるに依り、是又極めて通俗に平易に、即米麥一圓若しくは一石に對し幾千、味噌醬油の類、一升若くは一貫目幾千と謂ふ如き、個人一家の生活上知らざるべからざる事項を、集めて紹介せられなば頗る利便なるべし、第五全體の記事に就ては、勗めて事實的の善行義擧は勿論、其他の事と雖も苟くも、彼等の改悛を阻害せず、風紀に妨けなき限りは、成るべく廣く各種の新事實を蒐集摘錄せられん事等也、而して尙讀者の倦怠を生せさらしむる爲め、同し講話の事に就ても、一は文章謹慥にし勇壯慨切なるものを撰はゝ、餘の一は之に反し少しく可笑味を含みたるものを撰む事とせは前後相反對して、其勇壯は益々勇壯を感し、其可笑味は彌々可笑味を生せしむるに至らん、其は當た讀者の倦怠を生せしめさるのみならす、識らす知らずの間、其心中に刺戟を與へ、感動を起さしむるに至るや必せり、

總ての事物、人をして感動を起さしむるには此意匠あるを要す、彼の有名なる、かな手本忠臣藏の狂言の如き、古來よりあるに拘はらす、之を演する每に多くの人に歡迎せらるゝ所以は、思ふに又此邊の意匠巧みなるに由るならん、人をして深く善人たるを感せしめんとする時は、必らず惡人を配せきるべからず、人をして白きを見せしめんとする時は、必らず黑きものを對せざるべからず、余は信す、編者の意盡し又爰に存する事を、されば今後における本書は益々此意匠に進み、斯會に歡迎せられ、斯業改良上極要の一大機關たるに至るべきは、予の信して疑はざる處也、予今本書の發行を歡ひ併せて聊か卑見を云爲す、請ふ記者足下幸に之を恕せよ、

○警察監獄學校卒業生諸士に望む

浪華生君

回顧すれは昨年九月十八日を以て開校の盛典を擧行せられたる警察監獄學校第一期第一種生は將に本月を以て其學期を卒へ卒業試驗を經、遠からす選出府縣に歸任せらるゝことゝなれり、諸士は皆曾て實務に經驗多き身を以て先登第一本校に入學を命せられ內外知名の博士學士の教授講師の專攻に係る各科目に就き高尙なる學理を聽講し今や其業を終へ歸任せらるゝに至りたるは諸士の榮譽たる素より論なしと雖も、予輩を以て之を見れは卒業生諸士が此榮譽を荷ひ此印綬(卒業證書)を佩戴するに至りたると同時に諸士か職責は層一層の重きを加へたるものなることを信す、何となれは予輩か云ふ迄もなく諸士は即ち監獄當局者中より劈頭第一各地方長官の特選に依り然かも曾て各重要の地位にありたるにも拘はらす監獄事務上非常の不便を忍ひ非常の差繰を以て特に本校に入學せしめたるのみならす各教授講師諸君の懇篤なる教授を受けられたる公義に對しても之に酬ゆる所謂公義務なる者を負荷せられたれはなり故に予輩の卒業生諸君に希望する所の者は即ち諸士か歸任の曉き看守敎習所の敎官として看守敎習生を薰陶扶掖し一面實務百般の事に對しても本校に於て習得せられたる學理を應用し運用宜きを制し以て典獄を輔佐し所謂監獄改良の裨將となるの覺悟あらまほしきと是れなり、否啻に之れのみならす警察監獄學校は諸士か歸任に引續き第二期生を召集せらるへき豫定にも之れあり各科專門の學理實驗は駟馬も尙且つ及はざる速力を以て駸々として進歩しつゝあることを考へ既習の學理實驗は益々之を琢磨精研し一歩より二歩、二歩より數歩と其研究を山積せられんことを最も諸士か將來に對する責任にして是亦公義務なりと謂ふへし、然り而して予輩か特に卒業生諸士に深く望む所は看守の敎養に向て最も力を注かれんことを是れなり、諸士が曾て知らるゝか如く看守は即ち治獄の神髓たるに拘はらす予輩をして忌憚なく云はしめは從來の看守は概して其人を得さるもの多きか如し、果して然らは是れ即ち敎養其宜しきに得ざるに職由せざるはなし現に曝き日、監獄協會が看守の職務を適實ならしむる方法を論すてふ文題を掲け汎く當局者の懸賞論文を募集したるは蓋し其意のある所度するに足るへきか如し、而して應募數無を肘量四十九通の主論とする所は即ち概ね看守の敎習を勵行し之か敎養の道を盡すにありと云ふにありと宜なる哉政府が歐米文明國に率先して然かも巨額の經費を拋ち警察監獄學校を開設せられたる趣旨も要は唯々監獄官警察官を養成するを以て兩制度改良の導火線とし捷徑なりと確認せられたる結果に出てたることを想へは獨り此學校の開設を以て滿足すへからざるは勿論卒業生諸士か平素監督指導する所の看守の養成は即ち諸士か此學校に於て懇篤なる敎授講師諸君より習得せられたる所を以て看守の敎養に竭力運用せらるへき事こそ蓋し政府の大方針に愜ふものと云ふへし、以上は即ち第一期卒業生諸士か今日榮譽ある印綬を帶ひ高尙なる學理を多聞し近日歸任せらるゝに該り予輩は諸士か名譽を表彰すると同時に其勞を慰し併せて將來に向て切に卒業生諸士に望む所なり諸士以て如何となす

○北海道集治監開拓事業に就て

湖南生君

我國北門の鎖鑰たる北海道は其面積六千九百十九方

里にして本邦四分の一に當り人口八十萬を有し地勢東部は幅員廣濶にして西部は峯巒起伏せり今や長足の進歩を以て開拓せられつゝありと雖とも土地の面積と人口との比較は今後幾十年の後に内地と全一の人口增殖を得るに至るや未だ遽しめ知るべからざるも人口增殖は交通機關の設備に伴ふを以て其設備の緩急は本道拓殖事業進否の繫る處なり當時本道鐵道の延長は實に貳百五十哩に達し加ふるに環海の地なるを以て沿岸六百五十里に渉り良港少からず毎歲の海產物は一千三百万圓内外の巨額に達す官設鐵道の第一期第二期線は縱横に貫通せるにより落成の暁は其富源を開發したるのときにして千古斧鉞の入らざる鬱葱たる喬木巨樹は伐採以て搬出するを得べきも惜むべし當時運輸不便の爲め滿目山野を蔽へる巨木も徒に火を放て之を燒棄せり是等は他日運輸交通機關完備の時に當りては幾億万圓のものなるや知るべからずと雖とも渺茫たる曠原を開拓せんとするに方り運輸の機關なき今日に方りては之を伐採運搬の利と之を燒棄するとを比較するときは反て燒棄するの優れるに因るなり移民拓殖未た普からず其殖民地として撰定せられたるもの三拾三億有余万坪思ふに今後實測に伴ひ幾許の殖民地を得るや知るべからず國利を增殖する實に此拓殖事業より急なるはなし由來北海道集治監は此開拓事業に囚徒を使役し荊棘蓁莽山野を拓き現今有する處の開墾地實に千百有餘町にして耕耘に努め或は渺茫たる無葭の地又は纔々たる山腹に道路を開鑿し又は採炭に使役せる等其畫策せる所着々効を奏し集治本分監の所在地の如き一年邑をなし二年都をなすと云ふにあらざるも兎に角其所在地は一小市をなし日用の需用品は以て供給するを得べく其開拓の事蹟又偉ならずや然れども顧て今日以後の事業としては如何往時集治監を此地に設置せらるゝや移民希有にして拓殖事業未だ擧らず熊羆は人畜を攫殺し其猛毒を逞ふし之を獲殺したるものは政府之に賞與し以て是等猛獸の撲滅を計りたる時なりしなり而して刑法上本道を目するに島地を以てし兇狡の徒をして此開拓事業に從事せしむる實に好事業なりしならん然れども運輸交通の便歲月を逐て開くるの今日尙ほ依然として之れを設置し開拓耕耘に從事せしむべきや否やは考究すべきものなりと云ふべし

集治監の經費は之を府縣監獄費に比較するときは少額と云ふべからず而して一面又外役の事業たるや檢束上の要件を充すの至難なる世已に定論あり此至難なる死地に在て兇惡なる囚徒を矯正感化せんとする豈に容易ならんや岳洋小河先生著獄務要書第六章に矯正感化は一の專門的技術なり云々又看守の職務の至高且つ至難なるは則ち之れが爲めなりと監獄最終の美は實に矯正感化に存す夫の石田に耕すが如き感なくんばあらずと雖も所謂專門的理術は此に存すと

云ふべき說矯正感化の難き斯くの如し而して外役事業を以て出獄後生計をなし得るや否之れ十目の視る所固より出獄後の職業となすべきにあらず或は土方人足となり或は車夫とならんと雖も犯罪時年齡は壯年に多しとすれば集治監に收容するものゝ如き其出獄時は業已に劇働に堪へざるの年齡にして假令勞働し得るとなすも之に耐ふるの餘年又若干ならず寧ろ一種の職業即ち技藝を撰ふを得策とすべき乎而して之を內役に服せしむるとなさん乎遠く此北海僻陬の地に於て之を拘禁せんより東京宮城三池の如き集治監に之を拘禁せば　第一適當の職業を撰擇するに易く　第二製作品の販路に困難するの憂なく　第三出獄後習得したる職業に因り生活するを得へし　第四拘禁費の少額なること　第五檢束上の確實なること第六護送の費用を省くこと之れなり然れとも刑法上島地に限定せられあるを以て如何と云ふものあらんも今や刑法草案は已に之を削除し事實に於て其島地と云ふの不可なるを認められつゝあるのみならず東京宮城三池の如き內地に在り抑も北海道へ發遣の制を採りたるは長期の囚徒鬻勃動もすれば同囚を煽動し黨を結び反伏を謀る等暴戾の所爲尠なからず因て爰に流遣制度を採用し滿期後と雖も土地を貸與し大に拓殖事業を起すの計畫なりしならんも流遣制度の利害は之を外國の實例に徵するも効なくして害あるを認め近年滿期のものは之を內地に送還せり獄政の進歩は又當時の如き暴戾を許さず矯正感化の實効は此北海道の如きに於ては事實至難に屬せり然り此拓殖事業を繼續せんと欲せば宜し〳〵無期刑のもののみを收容し以て開墾に從事せしむることゝし假留監より押送の際に方りては又個人的の關係を省察し体力強壯のものを押送し全力を開拓事業に注き移動的監房を各所に設置し移民の增殖に伴ひ漸次未墾の地に移動進行して荊棘を拓き道路を開鑿し拓殖事業を竣けんことを然らずして單に已墾の地をして荒蕪に歸せしめざるに努め自營の萬計を盡せんとするは將來北海道の拓殖事業の旺盛なるに伴ひ依然として其土地を耕耘し得る乎否今や逃走罪の比較的僅少なるは檢束上の完備に依ると雖も抑も又逃走を遂くる能はざるものありて存す即ち人烟稀少にして衣食の供給に乏しきを以てなり他日移民の增加に從ひ炊烟相望むの際に至らば果して如何其他檢束上に對する障害は實に計られざるものあらん千年の計をなす實に今日にありと云ふべし斯道先輩幸に高敎を吝む勿れ

○監獄統計學（第五回）

三井久陽君

千八百六年及同七年に於ける「ゲチンゲン」派（即「アーベル」派）の報告書に據りて其主張する所を觀るに統計は國人の精神、自由意思、國人の天品、及性質、生活の方

法、貿易の方法、內國に於ける重もなる事業の組織、外交制度、行政機關、及各種の行政等に關する運行を數字を以て顯はすものなりと云へり此比に於て英佛等の諸國にありても亦た「スタチスチック」なる詞頭りに行はれ確實なる數量を以て事物の有樣を論するもの即統計なりとせり千八百八年「ビウシン」が旱堡（ハンボグ）にて出版せる地理書中に統計上の事實を比較法によりて著はしたるものあり

統計學上今時派と稱するは凡そ社會に顯はるゝ事物のあらゆる計數を（假定の計數又は事務の計數）他の事實によりて組織し而して其顯象の原因結果及法則を攻究するものなりとす千八百六十二年英國「ゴロオンド」は倫敦人口の調査より死亡の原因、可虎年齡、住民二倍期、等を定めんことを試み「ハルレイ」（數學の大家）は人の可虎表を著はしたる率先者として有名なり今時派に於て歐洲各國統計學上功勞ある重もなる人を擧げたれば英國にては「デルハン」一七二三年「ショルト」一七三一年「キングアルビュノート」一七五〇年「デモーブル」一七三六年「メ！ランド」一七九年「シンプソン」「ホットソン」「モルリス」「ソルランド」「プライス」「ヨング」「ターレス」「ホーレット」「シャルメルス」至一八二〇年乃佛國にては可虎表著述を以て有名なる「デバルシュー」一七四六年其他「デュビルラル」「メッサシス」「モーホー」「ボンメル」「ピュホン」「センモール」等あり就中「ラボッシー」「ラプラス」の二氏は可虎表の研究に力を致せり「ヒューム」「ボーバン」「ボレンビュー」「モンデスキュー」「ミラボーセン」の諸氏は人口問題に關して統計上事實に據り研究を爲したる人なり和蘭に於ては「グルスボーム」「ニューベチット」「ストロイク」獨逸にては「コローム」「ゴール」「キュンドマン」等皆大に功勞あり瑞典にありては「アルゲンチン」は人員統計の著述をなせり「フレデリッキ」第二世の比普國軍隊付宣敎師に「シュミルス」なる人あり千七百四十二年天の順序と題する著述をなし出生者と死亡者の比較、婚姻者と出生者、男女兩性生出の關係等人間生活の變動を攻究して其原因と法則とを發見せんことを試みたり瞳て「カスペル」は醫事統計家として起れり白耳義にては「クトレー」「ヒュセリング」「シュッペシウ」の諸氏有名なる統計家にして「クトレー」は統計を科學的に研究をなし道義統計の主張者として人間智識の發達行爲の有樣なることに關して統計學上より研究をなし千八百三十五年一書を著はせり佛國に於ては同氏に據り又た當時の諸學者に據りて大に統計の發達をなしたり或人は佛國派を指して數學派と稱し表的統計を主張するものとなせども之れ只「シュポー」「モローデシャンテ」の諸氏に止まれり「ギイヤー」は千八百三十四年始めて道義統計を著はし統計は現在する事物の關係を研究するものにして將來の事實に研究を及ぼすへきものにあらすと云ひ「シュポー」は千八百四十年一の著述をなし統計上の數量は人間社會又は其一部の

事實の排列分解に就き其原因及法則を發見すべし之を統計と名け又之を統計學となすと云ひ「アシールギーヤー」は統計の記載は人事百般の自然、と社會の歷史を表はす者にして畢竟民生學中に屬するものとしたり「レゴイ」は佛國統計局長として功勞ある人にして著書中有名なるは歐洲比較犯罪統計及各種職業統計とす「モーリスブロック」は政治、經濟、社會上に關する統計を以て自ら任せり（ブロック氏の著述は農商務省にて飜譯せられたるものあり）同氏は統計は獨立の一學科にして又た他の科學に於ける學問ともなり且つ已に確定したる事實を以て其結果たる未確定の事實の斷定をなすの權能を有するものなりと說けり又た獨逸に於て「ジシュシンヒ」以來には普國統計局長官たりし「ホフマン」にして氏は道理的に住民の運動を調査し瞳て「ヂーテリチ」は行政統計に堪能家として死亡の關係を穿索することに力を盡したり近代有名なるを「エンゲル」とす氏は「ヲーテリチ」の後を次て普國統計局長となりし人にして其所論によれば統計學は二個の意義を有せり即ち狹義的統計廣義的統計にして狹義統計にありては社會の實狀及社會の組織を探討し廣義的統計にありては統計の事業的方法にして若有學の求むる所たり換言すれば一は夫れ自身學科の本體にして人間及國家生存上の顯象に就て其組織の由て起る所を說明し又た其關係する所のものを証明す他の一は統計の方法にして事實の取捨撰擇類別及蒐輯のことゝすと云へり「ワッペウス」は「テーヘノタル」的主義を有する人にして其著人員統計の如きは能く顯象の原因を探究し又た法則を發見することを力めたり「ハウスホーヘル」は統計學上の歷史より諸家の說を輯め最も精細なる著述をなし後進を誘導し大に斯道の功勞ある人とす

以上の外獨逸英吉利伊太利等の諸國に於て高名の士多しと雖も今順を省きて之を輯錄せす然れとも已に揭くるか如き諸家の所說又歷史上より攻究するときは統計は正に之れ最も重要なる一學科にして統計上に用ひる表式の如き又た數學の如きは唯其科學の一手段たるに過ぎざること明かなり

茲に統計學史上關係深き各國官府統計の設置又萬國統計會議の開設せられたる大要を記するも亦た無用の業にあらさるべし凡そ何れの國を問はす又何れの政府の存する限りに於ては必ずや行政事務の登記をなさゝるはなく兵員の如き歲出入諸費の如き例令始め登記上不完全は免れすと雖も此等の登記たる即ち官府統計の由て起る所にして行政事務の進歩と共に偶然統計を利用するに至る支那羅馬の盛なる比に於て統計の事業をなしたることの歷史は須らく之を措き近世統計事業の最も古く行るゝは瑞典にして千七百五十六年表統計の委員を設置し統計局を置きたり獨逸は千八百七十二年中央統計局を伯林に設け日耳曼列國中普國は千八百五年フレデリッキ第三世統計局を

設け「クルーゲ」其局長たりしが戰爭の爲め一時廢止の姿となり千八百十年の比「ホフマン」の力に藉りて再設することゝなり爾來大に盛なりと雖も未た充分諸般の事物に調査を及ぼすこと能はずして各部に於て之を編纂せるものあり即ち商務省に於て鐵道、鑛山、及製鐵所の統計を編纂するが如き內務省に於て監獄統計を編纂するが如き之れなり「ペイニルソン」にては千八百四十三年索遜にては千八百五十年巴典にては千八百五十三年「ヘツセン」千八百六十一年「メクレン堡」千八百五十一年「オルデン堡」千八百五十五年「フラウンシュワイヒ」千八百五十三年「ヴルデン堡」千八百二十年始めは統計及地誌局と云ひ後に管統計局を設けたり露國に於ては千八百五十三年中央統計委員局を設け各省にも亦た專門の統計局を置けり和蘭白耳義の二國は合して一の統計局を設けたりしか後分離して和蘭は千八百二十六年白耳義は千八百四十一年各之を設けたり伊太利は千八百六十年一の統計局を設立し爾來歐洲中重要の地位を保てり西班牙は千八百五十六年地理及統計局を置き中央統計局の事務を取扱はしむ瑞士聯邦統計局は千八百六十年之を設立し佛國にては千八百十六年以來貿易統計を發刊し千八百十八年以來陸軍省に於て徵兵募集始末の報告をなし千八百二十六年以來刑事裁判統計を發行し露て商事及民事裁判統計を刊行し千八百三十四年に至り宰相「チエ、ル」の力を以て統計局を置けり英國に於ては千八百三十二年以來商務省に統計の一部を設け「スタチスカール、アブストラクスト」と稱する簡單なる貿易統計を編纂將來紙の有名の書なり千八百三十四年內務省中に統計局を設け裁判及監獄統計を編纂し千八百三十六年「レギストラルゼネラル」は「エンゴルグレートブリテン」千八百六十三年「グレアリン」は千八百七十四年と稱する戶籍登記の中央局を設けて人員の運動を調査し兼て千八百三十三年國會の議決に由て起れる每十年に執行するの人員調を委任せらる等にして歐洲以外にありては北米合衆國に於ては千七百九十年以來每十年に臨時局を置て人員調を行ひ千八百六十六年統計局を設置し英佛西の各殖民地に於ても統計局を置き其行政官吏をして材料を蒐輯せしめ埃及は千八百七十年日本は千八百七十五年に中央統計局を設け智利の如き白露の如きに於ても各其機關備はれり

統計學上の最大要務としては比較のことを最も重要となす統計にして比較なくんば恰も鳥に翼なきか如く車に輪なきか如し又た統計の比較に於ては其事物は必すしも同一の方法を以て調査したるものならさるへからす是に於てや統計万國公會の必要起れり當時「ゲツチングン」府にて有名の學士「セットベア」は事物を比較することの肝要なると比較すへき事物の性質同一を得るは容易の業にあらさるを切論して曰く若し何れの國に於ても同一の方式を以て統計の調査を行ふときは行政事務の上にて敢て多くの手數及

煩雜等はなきに至るへしと此說により其目的を達せしか爲め白耳義の中央統計會委員殊に「ケトレー」は一の公會を開設せんことを企圖し千八百五十三年九月十九日（同日より當日にて閉會す）始めて白耳義國「ブリュセルス」府に統計萬國公會を開きたり此公會には政府の代理人及民間統計家其他學者輩を併せ會する者百五十三人にして內訳國より會するもの六十五人次は千八百五十五年巴里府に開會し其會員三百十一人（內外國人百八人）は千八百五十七年墺都維也納府に開き來會者五百四十二人（外國人七十八人）次は千八百六十年倫敦府に開き來會者五百八十六人（外國人八十一人）等にして普都伯林伊國フロレンス等にも開設し每三年又は每四年に繼續して各地に催され今日に至るまて既に十數回に及へり「ヲヨセフガルニエー」は其著「エレマン、ダ、スタチスチツク」に統計公會を評論して數年以來統計は最も好眞なる奬勵の一步を得たり即ち近來各國に開設せられたる諸國統計家の公會は其効用としては學問上の朋友に親密ならしめ互に斯道の智識を交換し各國統計事實の出所と報告方の如何を知らしめ且つ事實の報告官府統計の体裁を一樣ならしめて書類を各國に公布し又た事實の觀察と調査の方法とを進步せしめ科學の國の發達に稗益あるへき探討研究及其起錄類を要求するに至れりと曰へり此評論は簡單にして明晰なりと云ふへし實に此公會開けてより統計の實際と科學に拘はらす一大進步を促し之によりて得る所の利益も亦た甚た尠少ならさりしなり

○社會學研究會　死刑存廢の可否討論

摘要

○廢止說

（一）苛酷殘忍の刑罰は復讐思想の減少に伴ふて漸次廢頽し來れり然るに復讐的なる死刑今尙ほ存するは何ぞや、須らく復讐的のものは可廢。

（二）人間の能力は完全無缺のものに非ざれば往々にして誤判あるを免れず若し誤判の爲め死刑に處すれば再び之を恢復すること能はさる者なり。

（三）凡て犯罪は模擬性のもの新紙上の殺人記事の影響する者あるを以て知るへし故に死刑を廢止せば却て殺人犯を減少し得へし。

（四）歐米の中には已に死刑を廢止せる國あり其未だ廢するに至らさるも大に其執行の範圍を狹め未丁年除外の例ありて漸く孤城落日の觀を呈するは今日の勢ひなり。

（五）社會の一員と一員との破壞は社會を害毒すと云ふも社會は人道より果して之を殺すの權利ありや大に疑ふへし。

（六）死刑も他の刑も程度問題なりと云ふも之を一旦殺せは已に可能を絕滅するが故に全く他刑と同一視して執行すへきものに非ず。

(七)犯罪は特り個人の罪に非ず社會制度の不完全なるとも其負擔を免れず此社會の罪を度外視して個人を死に致すは酷なり。

(八)刑罰の目的は啻に復讐のみならずして懲戒及敎育の要素をも含むものなるに之を死刑に處すれば此總目的を達する能はざるなり。

(九)意志の決斷を欠くものは刑法の問はざる所彼の先天的と云ひ習慣罪と云ふは通論に非ず改良の法を盡せば矯正せらるゝとの論こそあれ此傾向を認むる今日死刑を見合はすに寧ろ可ならんや。

(十)監獄内の衣食住は普通下等社會より可なるもあれば獄内も快しと感ぜしむる恐れありと云ふも已に囚人なりとの感情は決して快感を起さしめざるものなり。

(十一)終身懲役を再赦して世間に出すは不可なし特赦は左程の害を見す犯罪性質上、詐僞取財窃盜犯こそ最も惡むべきもの忌むべきものなり。

(十二)死刑往昔に比すれば非常に減少したるは史上の事實なり之れ正義の觀念の遷遷したるが爲めのみ必ずしも復讐的思想のみ正義とは云ひ難し。

(十三)現在の程度を以て云々するも仇討の習俗を見よ僅か三十年前は仇討を可として諸國を徘徊せしが維新の時之を廢止して却て好結果あり此時も尙早の觀はありしなるべし。

(十四)國民精神の恰好に發達せる時機を待ち其時を期して實行せんとは凡そ尙早論の特色なり斯くては何時の世も尙早にて何時如何なる改革も出來すべからず今日こそ好機なれ。

○保存說

(1)死刑は復讐的の性質のものに非ず之れ國家社會を害毒するものを社會より排除する所爲なり而して不知不識の間に死を恐怖する生命欲は次第に影響して社會に益する者不尠。

(2)人は死を以て名譽を全ふするとあり死刑のみならず何等の犯罪にしも元の如く恢復すると能はざる者なり、又假令有之とするも千百中の一なるべし。

(3)殺人の原因となり影響を與ふるもの世に少なからず其影響の故を以てすれば僅かに一因に過きざる死刑輕々しく廢止すべからず。

(4)歐洲に於ける第一流の英國佛は未だ之を廢せず、今日の廢止國は二流三流の位置にあるものならずや。

(5)財政困難を來して上下苦む際罪囚を養育するか如き觀あり不經濟の極ならずや。

(6)假令死刑を廢止するも死刑は年々僅少に過きざれば平時死の恐怖心を懷たかしむるの利は爭ふべからさるものあり。

(7)死刑廢止は刑罰權を取除くとなれば吾人は國家の一員たるとを惟はさるべからず廢止論者は國家を危くするものをも保護する必要ありと云ふか。

(8)死刑に處せらる如き徒は之を懲戒し得べきや又其感化する効能ありや思ふに本能的先天的罪人は到底無益なり且つ永く苦役するより一時に死を思ふも人情なり。

(9)死刑に處せらるゝ中には危險なる氣狂殺人と何人をも撰ばさる强盜殺人と一二人に關する恐恨殺人等あり而かも我民俗は其何れも今俄かに廢止する如き程度に進歩し居らざるなり。

(10)獄内の衣食住稍整頓して普通の貧民生活に勝る如きは眞正の進歩に非ず極めて不完全の進歩なりされば犯罪人となりて獄内にあるを却て都合よしとするものを出す恐れあり。

(11)理想的には終身鎖錮を可とするも死刑廢正は尙早し一旦無期とすれば大赦を行ふて再赦する如きことならんを要す。

(12)死刑は復讐なりしとの歐洲の學說に溯れば正義の觀念に基きしものにて此思想は近時基督敎の博愛說に變じたるなり。

(13)日本今日の程度は正義の觀念を基としたる道德思想にして博愛說未だ少なし人を殺せば殺さるゝ者と自らも思ひ世人も思ふ時代なり俄かに博愛主義を取るは却て性質を害する恐あり。

(14)我邦の現狀は死刑廢止を實行すべき國民精神の程度に達せさるを認む慈母の可愛過きて小兒を害する如き觀なきか、兎に角正義の觀念を以てするは今日に適すと信ず。

右は去る十二月廿三日社會學研究會に於て討論せし賛否の言論を抄記したるもなり

○國庫費支辨後に於ける監獄作業の經理は如何

在空知　安田半農

既往數年間蹉跌に蹉跌を重ねたりし監獄費國庫支辨案は當局有司の熱誠なる盡力と輿論の後援とに依り第十四帝國議會を通過し尋て本年一月を以て法律第四號の公布を見るに至れり是實に斯道のため歡天喜地の慶事にして當局有司に向ては特に感謝の意を表する所なり吾人の多年唱道し來れる監獄改良問題は之より益々的確の實効を奏するを得へく斯界の前途嗚呼亦多望なりと謂つへし而して國庫支辨後に於ける監獄費の經理否特に作業經營に關しては當局者既に十全の成案あるへしと雖も余輩の見る所を以てせは監獄作業は其集治監たると府縣獄たるとに論なく臨時部營繕費（營繕費に屬する作業に就ては異日論する所あるへし）を除くの外此際特別會計を設置し之に據り經理するを以て最も事理に適するものと信す今其然る所以を說述するに方ては順序上從來國庫費支辨たりし集治監作業經理に關する一班を擧くるの必要を認む因て先是より開述せんとす

集治監に於ける云ふまでもなく一般會計に據り整理しあるかため特別會計の如く製品代價の內より素品代價を控除し經費に繰戻の途なく凡て之を歲入に組入るゝに由り事業の程度よりは比較的多額の財料費を要するは勿論支出科目の異なる毎に收支の手續を別異し素品の如きも科目の所屬に依り其取扱を異にする等紛糾錯雜只だに煩に堪へざるのみならず收支區分の明瞭を欠き加ふるに一旦財料費を支出し盡したる上は假令適當の事業ありとするも資金なきかため重て之を行ふこと能はざるか故に經營上遺憾とするもの少しと爲さず

事情如斯なるに由り曾て某廳管轄中特別會計の設置を當路に說きたるもの只だに一再に止まらず又雖僅かに二三集治監のため之か設置を爲さんとするは到底能ふへからざるのことなりと爲し皆共に容れられざるの止むなきに畢り然かれとも此事たる決して絕望のことにあらざるは勿論當時未た機運の熟せざる者ありしに由るのみ茲を以て異日の準備として爾來歲出豫算の編成は其內譯に於て官司業に屬する囚人雇工錢と運轉資本の一費目を增加せは直に以て特別會計の施行に應し得らるゝの方法を採擇し除かに機運の熟するを待てり然るに久しく朝野の大問題たりし監獄費の國庫支辨は帝國議會を通過し余輩の期待せる所謂機運なるもの茲に始めて熟するを得たり故に今に於て再ひ特別會計の設置を唱道するは蓋し其時を得たるものと云ふへし

說者或は言ん國庫支辨案帝國議會に於ける議事錄を一閱せは監獄の收入百貳拾七万圓を扣除し歲出參百五拾万圓の超過を許すと故に此金額の範圍否制限內に於て監獄一般に運轉資本を置かんとするは蓋し架空の希望たらすんはあらず然れとも此制限は將來現實に行はれ得へきや否は今より之を豫斷するを得さるへし今試に最近數年間に於ける諸縣監獄費の平均額を見るに一ケ年間に優に四百万圓の上に出つ實際如斯現象なるに由り以上の制限は到底將來事實の上に行はれ得へからさるは勿論此制限なるものは畢竟現下の國庫財源を標準として打算したるものに過すして未來永却豈斯る制限を株守するの要あるへけんや況や國家の經濟は其原則として國家生存上必要の程度迄は之を租稅に求むへきものなるに於けるをや假りに數歩を讓り必す此制限に從はさるへからさるものと見做し全國監獄に所要の運轉資本を配置するを得すとせは其官司業にして監獄自家に於て供用する衣服食料等の如き費額の大なるものは差向き之を除き漸次擴充の方法を講することゝ爲し範圍を限定するも尙特別會計を設置するを得策とす何んとなれは由來監獄は行刑の府固より作業に因て存立すへき理なしと雖も行刑の手段として役業を課するは現行獄則の命する所なり故に監獄あれは必す作業なくんはあらす換言せは監獄は法律の規程に依れる工業者に外ならす既に工業者たる以上は作業經營上至便なる資本を置き以て之を經理せしむるは最も事理に適するものにして余輩の特別會計設置を唱道する所以のもの亦茲に存するなり

凡そ事を處するに其效果を收むるの難易は初め一步にあり今や久しく地方費支辨たりし監獄費は國庫に移るの好期運に達せり而して其初め一步は亦正に近く數月の後に來らんとす故に今に於て監獄經濟の原動力たる作業經理の方針を確立せんとするは頗る重要の問題にして深く考究を要すへきことに屬す然れとも余輩北海に僻在し未た這般何等の消息を聞くを得す請ふ府縣監獄に於ける僚友諸君之か當否に就き敎示に吝ならさらんとを

慈善界

犯罪者保護協會　米國ワシントン府に於ては近頃免囚保護協會を設立し同府に屬する地方監獄及勞動監に於ては二十歲未滿の幼年犯者にして常に百人以上拘禁せらるゝを以て是等の少年の出獄に際し若くは之に先ちて救護を與ふるの必要を認め此協會を設立するに至れり而して實際監獄に拘禁せらるゝ幼年の犯罪者に就き其履歷を調査したりと云ふを聞くに即ち十人の幼年犯者に對し十六歲未滿の者に就き勞動監に之を調査したる結果に依れは內三人は其家庭相當可良なるもの一人は先つ良家庭と云ふて可なるもの又一人は甚たしく不良の家庭に生育したるもの又一人の幼年者の母は大酒家にして一人の幼者の保護者は先きに三ケ月の刑に處せられ滿期放免者に係れり又一人の幼者は繼父の許に養育せられ且其繼父は盲目なる乞食にして調查の當時該繼父の言に依れは若し彼れ幼者にして自家に歸來せは毆打打擲を加ふへしと云へり云々、而して殘る二人の幼年者は僅に讀書し得る者なりしと云ふ又以上十人の內三人は初犯者にして二人は再犯者三人は三犯四犯の者にして他の二人は六犯乃至十犯の者なりと云ふ、以上は只其一例に過きすと雖も幼年犯罪者の過半は其家庭及境遇の不良なる結果、罪を犯すに至るものなるを以て之を救護し之を保護するは即ち本協會設立の目的にして我國に於ても又犯罪防遏の爲め此種類の犯罪者保護協會を設くるの必要ある所以ならんか

又昨年四月十日の調查に依れは違警罪に處分せられたる數多の犯罪者の內に就き十五歲未滿の幼者

か四人ありしと云ふに其内二人は取調中に屬する者にして科料金を納むる能はさる爲めに換刑せられ地方監獄に押送せられ一人は勞役監一人は感化院に送られたり、元來幼年犯者を斯る所に送るは幼者の爲め甚た不都合なるを以て右の犯罪保護協會の設立に依て大に犯罪豫防事業として一般に囑望するに足るへしと云へり

浮浪徒(乞食)處分　此頃米國ペルチモール市の救貧連合協會の委員は救貧院と地方監獄間には判然たる區別を立つること幷浮浪徒處分の方法を改良せられんことを政府に建議せり、而して其方法は浮浪徒は市中より驅除く爲めに授産場の設立を主張し一面地方監獄に於ては總ての犯罪者を處遇するに不定刑期主義を採用せられんことを以てせり、而して他の委員は社會の下層なる木賃宿を改良せんことを主張せり、木賃宿の改良に對してはボストン及アッフェローの二大市は頗る進歩せるを以て之に倣ふて政府は木賃宿に時々吏員を派遣して視察せしめられんこと建議をしたりと云ふ

慈善施療　近時聞く所に依れはペンリヤ國ウタースポルの或る齒科醫は義俠心を以て小學校に於ける貧窶なる生徒の爲めに兩親の承諾を得て無料施療を爲すことゝせり幼者の齒に就て格別に注意を加ふる小學校に在ては慈善的齒科部を設置するの決議を爲したりと云ふ若し此事業にして成効するときは追々耳鼻咽喉科に亂ても右專門家に注意を請ふ所あらんとすと云ふ

近來シカゴ慈善聯合會は右に類似の慈善的事業を發起せり而して其方法は十二人の熟練したる齒科醫か貧民殊に無告の小兒等の爲めに特に其齒を治療する爲めに一週一時間宛を名譽的に手術を施すことゝせり勿論此手術は適當なる謝禮を拂て治療を受くる能はさる者の爲に設けられたるものにして貧民の小兒の内の病氣の主もなるものは多くは其幼時に於て齒に就ての衛生を忽諸に付するに依て發病する者多きを以て此事業は目下急務の一ならん歟、事小なりと雖も慈善家の一考を請ふの價値ある事なるへしと信す

(留岡幸助君談話)

雜報

○典獄召集の期日確定に就て

(三月五日を期し出京の筈)

府縣監獄費國庫支辨法實施の期は愈々本年十月一日と確定せしに就ては本法施行準備の爲め且は從來地方稅支辨に屬せし當時に比し府縣監獄に關する會計整理上に一大變革を加ふるの必要を生すへきは素より止むを得ざる所にして、本法の施行期日は恰も年度央はに當り殊に國庫地方費の區分及府縣監獄に屬する財産受繼等の爲め當局内務大臣より詳細諮問若くは訓示せらるへき事項多く之れあるを以て來る三月五日を期し典獄をして出京せしむへき旨本月十日付を以て内務大臣より廳府縣長官に向て訓令を發せられたり、例年なれは典獄召集は地方長官會議及警部長會議に引續き開會せらるへき例なりしか本年は前述の如く緊急の要件多きのみならす明治三十四年度の國庫費歲入歲出總豫算は本年四月三十日を限り内務本省に進達せざるへからざるに從來地方費の取扱は各地方に依り便宜會計規程を設け區々の整理を爲し來りたりと雖國庫の會計は夫々例規のあるあり旁々踏算編製法等に就き緊急を要するより斯くは年度開始以前に於て典獄を召集せらるゝことゝなりしと云ふ、而して監獄建築に關係多き地方及ひ特に必要ありと認められたる數地方の典獄に限り本月廿五日を期し上京せしめらるゝことに決定せられありと云ふ

付言本年の典獄會議は國庫支辨法施行前後に關する要件の爲め特に斯く繰上け召集せらるゝことゝなりたりと云ひ其諮問又は指示せらるへき事項は會計上の事其多きを占むるとの由なるを以て遠からず出京せらるへき典獄諸君は若し能ふへくんば從來會計事務に從事せる主任者を隨行せしめらるへきこと自他の便宜多かるへしと云ふ

○府縣監獄に屬する財産處分に就て

本年法律第四號府縣監獄費國庫支辨法第二條に依り該法律施行期(十月一日)以前に於て府縣監獄に屬する土地物件處分に就ては内務省令第一號及監甲第一號監獄局長通牒に依り別段の規定を設けられたるを以て殆んと遺憾なしと雖も此頃當局者の談を洩れ聞くに從來府縣監獄に屬する財産の處分殊に監獄附屬地の所管換(例へは監獄附屬の名稱を削り他の府縣財産に移すの類)に付常局内務大臣に稟請し認可を請はるゝ地方多しと聞く、而して其理由とする所は

種々ありと雖も要する所、其眞相は或は府縣會の建議若くは希望にして現に監獄行政に不用なりと云ふにあるか如し、然ども予輩を以て之を見れば是れ單に府縣有の財產をして將來國庫に歸屬せしむるの不利なるを悟りたる結果に過きすして今日に於て之か豫防策を講ずる者と謂ふの外なし、法律發布後の今日、現況既に前述の如くなりとせは是れ猥りに認可を與へらるへきものにあらざるは勿論なりと謂ふへし、何となれは從來府縣監獄に屬する土地物件は法律の結果として當然國庫に歸屬すへきものなるに假りに之を今日に於て處分することを認可するとせんか是れ取りも直さす本法施行後國有に歸する土地物件の減少を來すものなるへければなり、殊に況んや國庫支辨後に於ける政府の方針は目下現に腐朽傾頽に垂んとする全國中幾多の監獄は緩急を圖り漸次改築新築に着手せんとするの計畫にして今後益々土地の必要を感し巨額なる經費を負擔せざるへからざるに於てをや、又況んや國庫支辨後に於ける政府の計畫は監獄費中在監人に直接費消する在監人諸費の如き若くは將來監獄改良に伴ふ增加經費の如きも監獄作業の收入を以て之を支辨せんとするの豫期なりとせは囚人作業用として一面在監人食料用の蔬菜を播種する耕耘付屬地は今日尙ほ不足を感しつゝ實況なるに於てをや、之を要するに國庫支辨後の監獄經濟は少くとも特別會計に依り監獄自營の道を講せざるへからざるを以て之を見るも今日單に一地方の經濟のみを謀り得失利害を云爲するか如き土地建物等の處分即ち所管換を請ふに對しては其筋に於ては容易に之に對して認可を與へられざる方針なりと云ふ、左もあるへき事にこう

○明治三十三年度地方稅決議豫算に就て

府縣監獄費は法律施行の結果として本年十月以後國庫の負擔となるは當然にして既に明治三十三年度下半期に屬する府縣監獄費豫算は追加豫算として帝國議會の協贊を經たるを以て素より法律施行に何等の支障を見すと雖も此頃聞く所に依れは全國四五の府縣に在ては昨冬各府縣會に於て決議したる地方稅監獄費即ち全年度に對する豫算中本年十月以降に係る豫算は全然殘餘に屬するを名とし今日に於て臨時府縣會を召集し減額若くは此殘餘金の費途を付議せんとする地方ありと云ふ、是れ一應道理あるか如しと雖も予輩の想像する所に依れは法律實施期は正に十月一日なるを以て其以前即ち三十三年度上半期に屬する監獄經濟の變更（在監人の增減、物價の高低より生する費用の增減を云ふ）今日に於て之を豫測するを得ざるのみならす其經濟の變動より生する經費の負擔は又決して地方稅の負擔たるを免かるへからざるは素より當然なるを以て之を見るも雖きに既に決議を經たる地方稅豫算を今日減額せんとするか如きは頗る輕擧の沙汰と謂はざるを得す然るを若し强て之を今日に殘餘金の處分を爲すとせんか地方當局者は果して何を以て之か標準とせんとするや予輩は未た下半期に屬する國庫豫算の配付を見ざる今日容易に地方稅豫算を變更するの不可なるを信すと雖も地方の議政者或は地方稅豫算の濫費を虞るゝにあらんかなれとも法律施行期は明に十月一日と確定せるのみならす國庫地方費區分方に就ては兩者負擔の得失平衡を保たしめんか爲め不日勅令を發せらるゝとせは決して以上の懸念を要せざるにあらすや、故に明治三十三年度地方費決議豫算は此儘之を施行し以て法律實施以後に於て之か殘餘金に對する處分を付議するも又決して遲しとせさるべし、聞く所に依れは何れ右等の消息に就ては今回召集せらるへき典獄會議に於て其筋の方針を指示せらるへしと信するを以て姑らく之を他日に讓られんことを地方の當局者に勸告するものなり

○萬國監獄會議に就て

（委員派遣に決定せり）

西曆千八百九十五年（即明治二十八年）佛國巴黎に於て開會せられたる萬國監獄會議の決議に基き本年六月白耳義國ブリュッセル府に於て第六回萬國監獄會議を開かるべきに付同會準備委員より雖きに我政府に向て委員を參列せしめられ度旨照會ありたりとの事は予輩の嘗て傳聞する所なりしが此頃更に聞く所に依れば我政府に於ては愈々委員を派遣せらるべき議に決定せるやにて是れ實に我國監獄事業の改良進步を世界各國に紹介するの好機會なりと謂ふべし殊に本年は恰も佛國巴黎に於て世界大博覽會を開かるゝ事と同時同府に萬國衛生會議、公私萬國慈善會議等の開設ある筈にて自他の研究事項多かるべしと想像せらる、然り而して今回派遣委員には果して何人か當選せらるべき哉は今日未だ予輩の知る所にあらずと雖も我監獄社會には前回佛國巴黎の會議に參列せられたる小河監獄事務官のあるあり經歷と云ひ學識と云ひ予輩は再び君を煩はして此派遣委員の重任に膺らしめられんことを望む、今や府縣監獄費からざる重要事項、內に堆積するありと雖も是等は局長以下當局者のあるあり敢て憂とするに足らざるなり、故に予輩は斯道全國の當局者と共に君に此重任を托せられんことを希望せざるを得ざるなり

○監獄協會より出品に就て

本年六月白耳義國ブリュッセル府に開會せらるべき萬國監獄會議に委員派遣の事は前項の如く粗々其筋に於て決定せられつゝあり之と同時に我監獄協會よ

り尚特に委員を派遣し該會議に參列せしめんこと素より當局者の希望なるべしと雖も我協會は昨年六月組織變更以來諸般の機關未だ整頓に至らず殊に委員派遣の事は巨額の費用を要し到底難事なるを以て責めては監獄協會の名義を以て相當參考品出品の件此程整理委員の間に一決し全國監獄に向て參考品寄送方を依賴したり其依賴書の全文左の如し

拜啓倍々御淸健御執掌奉慶賀候陳者豫而御案內之通本年六月白耳義國ブリユッセル府に於て第六回萬國監獄會議開設に際し我政府よりも列席委員を派遣せらるべき筈に承知仕候に付ては曾て參考品等寄贈の因もあり之且は我國監獄事業の發達を紹介するの機會とも相信し候に付相當參考品寄贈致度本員等種々協議を盡し尚當局者の意見をも相叩き候末左記の物品を寄贈候ことに相決し候間御賛同相成候樣致度就而は本件に要する費用の如きは當然本會に於て支辨すべき義に候得共御承知之如く目下會務擴張の機運に際し施設多端にして是等の餘裕を見さる有樣に有之候條費用之義は何れか御繰合せ御都合被成下度尚寫眞の義は之を綴めて一冊子となし提出可仕候に付此際新たに左の四種を撮影し各正副二枚（八ツ切版）臺紙を要き汚損曲折等御注意の上又外に囚徒製作品の內重もなるもの一品成るべく其容積の大ならざるものにて派遣員の手廻り荷物とし携帶を依賴致彼地に陳列を托し候はゝ一は將來輸出品の一端とも可相成存候間是又御見計御製造の上御寄贈被下度就而は寫眞は本月末日製作品は三月十五日を期し本省山上義雄宛御廻送相成候樣致度此段及御依賴候早々敬具

一各典獄分監長寫眞
（正裝又は常裝二枚掛又は手札版）
一監獄外觀寫眞
一監房又は工場就役中の內　一種
一重もなる製作品を陳列したる圖
日本監獄協會整理委員
明治卅三年二月九日　藤澤正啓　山上義雄　畑一岳　木喬

殿
侍史

○警察監獄學校學期試驗日割

昨年九月開校せられたる警察監獄學校は本月を以て第一種生に對する學期滿了することゝなるを以て本月十三日より卒業學期試驗を擧行せられたり而して第一期生は該試驗終了後各其在任地方に復歸せしめらるゝことゝなり之と交替して來る三月を以て更に第二期第一種を召集入校せしめらるゝ筈なりと云ふ今監獄科の試驗日割を聞くに左の如し

監獄學校試驗日割

二月十三日
午前九時より　監獄學　一種生
午前十時半より　監獄學實務演習　二種生

二月十四日
午前九時より　刑事訴訟法　一種生　鶴　講師擔任

二月十五日
午前九時より　憲　法　一種生　副島講師擔任
午前九時より　衛生學　二種生　窪田講師擔任

二月十六日
午前九時より　民　法　一種生　林　教授擔任
午前九時より　實務演習　二種生　山上教授擔任

二月十七日
午前九時より　監獄學　一種生　山上教授擔任
午前九時より　法學通論　二種生　津田教授擔任

二月十九日
午前九時より　監獄學　一種生　留岡教授擔任
午前九時より　監獄學　二種生　留岡教授擔任

二月二十日
午前九時より　刑　法　一種生　石渡講師擔任
午後一時より　刑　法　二種生　小合講師擔任

二月二十一日
午後一時より　衛生學　一種生　宮入講師擔任
午前九時より　普通文法　二種生　中島教授擔任
午後一時より　操　練　二種生　西　教師擔任

二月廿二日
午前八時より　操　練　一種生　西　教授擔任
午前九時より　軍事訴訟法裁判所構成法　二種生　小合講師擔任

○監獄監督機關の擴張に就て

府縣監獄費國庫支辨法實施後に於ける府縣監獄の管理權は從前の通、依然府縣知事の管理に屬せしめらるゝや將た亦此好機會を利用し府縣監獄に關する行政百般の事務は府縣知事の管理より分離し內務省に直轄せしめらるゝやは今日未だ未定の問題に屬するが如し、善し假りに之を以て未定の問題なりとするも國庫支辨法實施以後に於ては主管內務省監獄局の事務は從來に比し層倍の膨張を來たし然かも緊要繁雜なる事務の擴張を見るは予輩之を想像するだに思半に過ぐるものありと信ず、宜なる哉予曾の聞く所に依れば當局既に茲に見る所あり將來大に監獄改良の實効を擧げんことを欲し明治三十三年下半期に屬する府縣監獄の經費を追加豫算として帝國議會へ提出すると同時に右に伴ふ內務本省經費の增加を提出せられたるに帝國議會は毫釐の削減をも加へず政府提出原案の通全部協賛を與へたるを以て不日追加豫

算の公布と同時若くは之に引續き內務省官制に加へらるゝに至るべきは素より論を俟たざる所なり、而して今茲に監獄局の局務擴張の計畫豫定を該追加豫算に依て推測すれば內務省官制中監獄事務官專任（奏任）一人なるを三人とし技師一人、屬十九人、技手二人を增員し及び此增員に伴ふ廳費、旅費、雜給、雜費等合計九千七百餘圓の經費を增加せらるゝことゝなれり、然り而して今回追加要求の經費は府縣監獄費國庫支辨法施行に伴ふ事務擴張の結果に出でたるを以て之を見るも將來の監獄局は決して從來の如く蕞爾たる規模に安ずる能はざるは予輩の茲に斷言するを憚かざる所なり殊に亦技師技手の定員を增加せられたるが如きは想ふに監獄建築に關する專任者を監獄局に特置せらるべきは是れ亦予輩の確信して敢て疑はざる所なりとす、今試に定員增加後の監獄局の分課私案を擬定すれば蓋し左の數課に分轄するの至當なるを信ず

監獄局を分て獄務課、統計課、經理課、建築課の四課と爲し而して監獄事務官三人は獄務課、計表課、經理課に各課長として之に任じ建築課長は技師を以て之に充てんと欲す

○典獄俸給令の改正は如何

地方高等官の改正俸給令は曩きに明治三十三年度の歲入歲出總豫算の公布に引續き發表せらるべき豫期の所ろ、今日に至る迄未だ之か公布を見るに到らざるは果して何等の理由に出でたるやは之を知るを得ずと雖も既に豫算確定後の今日なれは何れ不日發布せらるべきこと素より疑を存せざるなり、而して典獄の俸給は本俸勤務俸の二とし兩者を併給するにあり て更に本俸を一級より七級迄とし勤務法は分て一等地、二等地、三等地に分ち土地の狀況在監人の多少に依り全國を區別指定せらるゝにありと云ふ、而して本俸は最高千貳百圓以下勤務俸は三百圓乃至百圓の三等差に分たるべき筈なりと云ふ本令發布後は亦以て監獄當局者の愁眉を開くに足るべきか

○國庫地方費區分に就て

府縣監獄費國庫支辨法施行に際し國庫地方費の區分方は勅令を以て規定せらるべきは既に法律の明記する所にして其節に於ては既に之か成案を作り目下請議中なりとの事なるを以て不日發布を覩るに至るべしと云ふ、而して今其節の調査案なりと云ふ大要を聞くに從來府縣有財產中監獄に屬する土地物件の歸屬は明に法律第二條に規定しあるを以て何等の規定を待たずして國有に歸すべきは當然にして今回の勅令は單に本法施行の際收支未濟に屬する經費の區分方を定めらるに過きずして其基礎は總て之を事實の發生當時の經費所屬に依らしめらるゝ筈なりと云ふ、尤も該勅令發布の曉に至らは種々實務上の疑問

を生ずべしと雖も其大體を事實主義に據りたりと云へは兩者經費の區分上便宜且尤も公平を得たるものと云ふべきか、不日開かるべき典獄會議に於ては亦以て是等の問題多かるべしとは嘗て予輩の想像する所なり

○ドクトル、クルーゼン氏の寄贈品

（獨國最近の監獄建築圖數十葉）

我警察監獄學校教師雇外國人ドクトル、クルーゼン氏は本邦に渡來以來數地方の監獄を視察し我國獄制の進步を頌揚すると同時に帝國監獄改良事業の爲め盡力せらるべきことは曩きに氏の爲め開かれたる歡迎會に於て明言せられたる所なり予輩は帝國監獄事業の爲め極力慶祝する所なり、而して氏は今回獨逸國に於ける最近の監獄建築圖數十葉を我監獄協會に寄贈せられたり、今や府縣監獄費國庫支辨論は嘗朦帝國議會を通過し愈々本年十月一日より實施することゝなり一面府縣監獄の建築改築は漸次之を着手起工せられんとするの時期に當り此得易からざる貴重品の寄贈を受く、我協會は厚く氏か高意を謝し亦深く之を榮とする所なり、故に我協會に於ては右建築圖を縮寫し本誌次號の紙上以下に揭載し以て同攷當局者の參考に供せんと欲す、讀者諸君幸に諒之

○久保田監獄局長歡迎會

（二月十四日於精養軒）

新任監獄局長久保田貫一氏の爲め我監獄協會の發起を以て本月十四日京橋區采女町精養軒に於て歡迎會を開きたり、當日來會者の主なるものは主賓久保田監獄局長を始めとし小河監獄事務官、山上、留岡、兩敎授、若山東京集治監、藤澤、永田兩警視廳、早崎埼玉、中村千葉、高木秋田、宇田山梨、各縣の典獄、內務省監獄局總員及東京集治監警視廳各署神奈川縣、埼玉縣の各監獄署員及警察監獄學校監獄科生徒諸君等にして來會者無量五十餘名、監獄協會出版主任磯村政富氏幹旋の勞を取り席上、小河監獄事務官の歡迎演說、久保田局長の挨拶あり和氣靄々の間に賓主十二分の歡を盡し中々盛會にてありしなり

因に記す當日久保田局長より特に金員の寄付ありしを以て發起人の盡力に依り宴會後別席に於て落語家を招き落語の餘興等ありたり

○明治二十二年十二月末日在監現在人員

△印減

府縣	因人	刑事被告人	懲治人	別房留置人	携帶乳兒	合計	明治三十二年十二月末日現在	比較增減
北海道集治監	三四五九	一	二	二	一	三四六一	三、三一〇	一四一
東京集治監	一、一六三	一	一	一	一	一、一六三	一、一五五	八
宮城集治監	八〇〇	一	一	一	一	八〇〇	九二二	一一二
三池集治監	一、四一一	一	一	三	一	一、四一九	一、四九八	八四
北海道廳	一、〇六五	二九六	一五	九八	四	一、四六三	一、九八四	五二一
警視廳	三、二〇八	七〇八	一	一二三	一	一、五五七	四、〇五九	四、四三三	三七四
京都	一、四二一	一二三	二	一〇	一	一、五五七	四、〇五九	四、四三三	三七四
大阪	三、〇七二	四七九	一三	八八	八	三、六六〇	二、〇四二	四八五
神奈川	九八二	九七	三	三一	一	一、一一四	四、八〇六	一、一四六
兵庫	一、九五〇	二一六	三〇	七〇	九	二、二八五	一、四九八	三八四
長崎	五三五	二四四	二	一四	二	七九七	二、七三八	四五三
新潟	一、一三〇	一一二	三	一六	三	一、一九四	一、〇七五	二七八
埼玉	一、〇九〇	八〇	一	二三	四	一、一七八	一、八〇七	五三三
千葉	七八六	九〇	四	一五	五	一、四八五	一、七八五	三〇三
茨城	一、一〇五	一一七	三	一三	一	一、三〇〇	一、九〇七	一、一三六	二四一
栃木	七九六	一一二	三	二七	一	九三九	一、二〇七	六〇七
群馬	一、二九二	一五六	七	一二	五	一、四八五	一、三六六	二六八
山梨	四二三	一三〇	一	一一	一	五五六	六一五	五九
静岡	一、〇五六	六六	五	九	二	一、一三八	一、四四〇	三〇二
愛知	一、九四七	一三七	一三	一五	四	二、一一六	二、二二二	八一六
三重	一、〇三五	五四	四	一四	二	一、一〇九	一、四三一	三二二
滋賀	六四八	五五	一	三	一	一、一〇八	一、二七〇	一六二
岐阜	九八二	一一	七	四	一	一、六五一	二、一一九	四六八
愛媛	一、四一五	一九五	五	三五	一	一、一八四	一、三六二	一七八
宮城	七二〇	四三三	六	二三	二	一、四〇三	一、七四一	三三八
長野	一、四一五	一九五	五	三五	一	一、一八四	一、三六二	一七八
福島	一、一九四	一八〇	四	二三	一	五五〇	八五九	三〇九
岩手	四八七	五九	一	二	一	二九七	五二二	二二五
青森	二六五	二二	一	九	一	七五四	九五七	二〇三
山形	六七六	六四	三	一〇	一	九〇八	九〇一	七
秋田	七五九	一三四	一	一四	一	三九五	四七〇	七五
福井	三一九	五九	二	一四	一	三四三	四八六	六三
石川	三七四	三四	二	一二	一	三四二	四八〇	三八
富山	三五三	八三	二	三三	一	四四二	六七四	一五七
島根	七四〇	七三	三	一一	四	八三一	九六〇	一二九
鳥取	四二四	四五	四	三	一	五一七	六一〇	一九五
島根	九九三	一五四	二	一一	二	一、一七三	一、三六八	一九五
岡山	一、一五四	一九〇	二	一一	二	一、三六〇	一、七六九	四〇九
廣島	八三八	一五七	二	二七	一	一、〇二五	九六八	四五
山口								

和歌山	德島	香川	愛媛	高知	福岡	佐賀	大分	宮崎	鹿兒島	沖繩	總計	前月ト比較增減
五四〇	七三一	七六六	八八八	八二一	一、三四八	三六六	五〇三	三八八	五六九	二五二	五〇、五七〇	五二△
二〇	六五	六二	一二八	一〇五	一四〇	四六	九一	四八	四四	一七	六、二八七	二八八
一	一	一	二	三	三	一	三	一	一	—	一七四	一一
五	一六	一七	一二	六	六二	七	一一	九	五	八	一、〇〇八	九八九	一九
二	四	一	二	三	二	—	三	二	—	—	一〇一	九五	六△
五六八	八一七	八四七	一、〇三二	九三八	一、五五五	四二〇	六〇一	四二五	六一八	二七	五八、一四〇	五八、三四〇	二〇〇
七八二	九〇〇△	一、一一八△	一、一一七△	一、一〇七△	一、八四七△	五二九△	八三一△	五七一△	六九四△	二八八△	七〇、六二五△	一二、四八六△	—
二一四	八三	二七一	八四	一六九	二九二	一〇九	二三一	一四六	七六	一一	三二四	—

○慈惠救濟資金調

明治三十二年十月一日現在調

府縣別	慈惠救濟資金現在高	內譯 大喪御下賜金	府縣救補充金	寄附金	利殖金	慈惠事業補助費及資金管理費支出高	內譯 資金管理費
東京	二八二、八七〇円	二、〇〇〇、〇〇〇円			円 三、四五九、五〇		
京都	一二、九三二、九〇	一一、八〇〇、〇〇〇	九七、八〇〇円		一、九七〇、三四〇		
大阪	二四〇、〇八九	一一、八〇〇、〇〇〇			九五、〇四九		
神奈川	八、二八〇、八九	七、一〇〇、〇〇〇			二、八一二、八九		
兵庫	三、七一二、六九	三、八〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇		二、八一二、八九		
長崎	二、〇九三、〇三三	七、一〇〇、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇		一、八〇七、〇三三		
新潟	一、八九二、〇〇〇	四、八〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇		一、八〇七、〇三三		
埼玉	二、九二三、九八	九、八〇〇、〇〇〇		円 一七、八〇三、二四	三、二九八、八四	円 八、〇〇〇	
群馬	七、九八七、六四四	六、八〇〇、〇〇〇			八、八六六、六四四		
千葉	三、八四七、三三	一、八〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇	九、九三〇、三三		
茨城	一、九二三、八	九、八〇〇、〇〇〇	三、〇一九、八〇一	三、四四八、四四	一、四一〇、八〇一	三、一一〇	三、一一〇
栃木	七、四三二、四四	六、八〇〇、〇〇〇			八、三二、四四		
奈良	三、〇九三、七四四	二、八〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇		一、二九三、七四四		
三重	三、三四四、〇〇〇	八、八〇〇、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇		一、七四四、〇〇〇		
愛知	一、九二、九二三	一、八〇〇、〇〇〇		八、〇〇〇	一、九二、一三三		
靜岡	二、四二三、六八九	九、八〇〇、〇〇〇			二、四二三、六八九		
山梨	六、三一七、四一	四、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇		一、三一七、四一		
滋賀	六、〇五九、九	六、〇〇〇、〇〇〇			五九、九		
岐阜	九、四〇一、九四四	八、八〇〇、〇〇〇			一、二〇一、九四四		
長野	一二、九六、九四四	一〇、〇〇〇、〇〇〇			二、九六、九四四		
宮城	八、〇四〇、七三	七、〇〇〇、〇〇〇			一、〇四〇、七三		
鳥取	九、九三七、三	八、八〇〇、〇〇〇			一、一三七、三		

縣名	岩手	青森	山形	秋田	福井	石川	富山	鳥取	島根	岡山	廣島	山口	和歌山	德島	香川	愛媛	高知	福岡	大分	佐賀
本	七三〇三五〇	五七四〇〇〇	六八〇〇〇〇	六四〇〇〇〇	四四〇〇〇〇	六六〇〇〇〇	六六〇〇〇〇	四〇〇九一三	五六七一 六四五三	四四〇五〇〇	九五〇〇〇〇	二四五〇七八	五六〇〇〇〇	五六〇〇〇〇	五六〇〇〇〇	五六〇〇〇〇	五六〇〇〇〇	三〇三四〇〇	三五七九三七〇	四〇〇〇〇〇
利息	九〇二五九〇	六七五〇一六	八九五六五七	一四三八〇七	八〇九九八	六二三一七八	四六九二三五	五二四七八二	七六四〇一七	七四〇三〇〇	一七〇二三五	一七〇二三五	五二六三一八	一七〇二三五	一七〇二三五	五八八六六六	七六〇〇〇〇	一七〇二三五	九〇六二三五	四〇〇〇〇〇
元金	五〇〇〇〇〇	五〇〇〇〇〇	六〇〇〇〇〇	五〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇三六八	一一六八五一七	一五九三一五	一五〇〇〇〇	一四〇〇〇〇	一七〇二三五	一五〇〇〇〇	一五〇〇〇〇	一五〇〇〇〇	一五〇〇〇〇	一一〇〇〇〇	一一〇〇〇〇	一七〇〇〇〇	一六〇〇〇〇
計	五九〇三五九〇	六七五〇一六	八九五六五七	一四三八〇七	八〇九九八	六二三一七八	四六九二三五	五二四七八二	七六四〇一七	七四〇三〇〇	一七〇二三五	一七〇二三五	五二六三一八	一七〇二三五	一七〇二三五	五八八六六六	七六〇〇〇〇	一七〇二三五	九〇六二三五	四〇〇〇〇〇

縣名	宮崎	鹿兒島	沖繩	北海道	總計
本	七八五〇九三	一九三一三七四	五五四八二五	六七〇〇〇〇	八三六九一〇八三
利息	六九〇〇〇〇	九〇〇〇〇〇	三八〇〇〇〇	五六〇〇〇〇	三三三一八八六
元金	五〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一三三一四九五六
計	一二五〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	四〇〇〇〇〇	五六〇〇〇〇	一六五七一五九五八

一兵庫縣に於ては利殖金の內に國債證書購入差益七八二圓八八五圓を包含す

一長野縣に於ては資金管理費二〇圓八〇〇圓山口縣に於ては同費一〇圓〇〇〇圓利殖金の內より支出したるものとし各其額を控除せり

一島根縣に於ては資金の外尙土地四反四畝十八步七合を有す

敘任辭令

一月十九日

任鳥取縣知事
　內務省監獄局長正五位勳五等　大久保利武

敘高等官二等

任內務省監獄局長
　鳥取縣知事正四位勳四等　久保田貫一

敘高等官二等
　埼玉縣典獄正八位　早崎　春香

陞敘高等官二等
　高等官七等

二月七日

監獄法令

法律第二號（一月十五日官報）

刑法附則中左ノ通改正ス

第五十二條　鑑定通辨又ハ飜譯等ニ付キ數多ノ時間又ハ特別ノ技能若クハ費用ヲ要スルトキハ日當ノ外別ニ相當ノ金額ヲ給與スルコトヲ得

一千葉縣に於ては大喪御下賜金の內に御駐輦恩賜金二五一圓八四八厘を包含す

一石川縣に於ては政府の恩旨及前田家の寄附に依り成立せる窮民救濟金を便宜寄附金の欄に記入す

一富山縣に於ては府縣稅補充金の內に救育積立金受入額二二圓五八一八厘を包含す

陞敘高等官七等　滋賀縣典獄正八位　武村錄太郎
二月十日
敘正七位　和歌山縣典獄從七位勳六等　中摩　速衛

法律第四號（一月十六日官報）

第一條　監獄ニ關スル費用ハ總テ國庫ニ於テ之ヲ支辨ス

第二條　府縣監獄ニ屬スル府縣有土地建物器具器械素品製品其他ノ物件ハ國庫ニ歸屬ス

附則

第三條　本法ハ明治三十三年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

第四條　本法發布以後施行ノ日迄ノ間ニ於テ府縣監獄ニ屬スル物件ノ處分ヲ要スル時ハ左ノ制限內ニ限リ地方長官（東京府ニ於テハ警視總監）ニ於テ之ヲ行ヒ處分後內務大臣ニ報告スヘシ

一　不用ノ器具器械素品ハ一口見積價格百圓未滿

二　製品ハ一口見積價格千圓未滿

三　前二項以前ノ物件ハ一口見積價格二百圓未滿

監獄局長通牒（一月十八日）

監甲第一號

本年當省令第一號ヲ以テ府縣監獄ニ屬スル物件處分ノ件相定メラレ候處尙左ノ廉々御了知相成度此段依命及通牒候也

一　土地建物ノ所管換又ハ賣却讓與ヲ要スルトキハ總テ其事由ヲ詳具シ認可ヲ受クルヲ要ス

一　不用ノ器具器械素品ノ賣却讓與ヲ要スルトキハ其豫定價格百圓以上ニ達スルトキニ限リ豫メ其品目員數ヲ詳具シ認可ヲ受クルヲ要ス

一　製品ハ監獄ノ用ニ供スルモノヲ除ク外豫定價格千圓以上ニ達スルトキハ豫メ品目員數素品代工錢並其賣却方法等ヲ具シ認可ヲ受クルヲ要ス

一　糞尿殘飯古材木等第二項以外ノ不用品賣却ヲ要スルトキハ豫定價格二百圓以上ニ達スルトキニ限リ前項ノ手續ヲ爲スヲ要ス

一　省令中一口見積價格トハ各其種類ニ依ル一回ノ豫定價格ニシテ其事實ノ數月ニ跨ルモノハ稟申ノ節明記スルヲ要ス

一　省令ノ制限內ニ於テ處分後報告スルモノハ二ケ月每ニ取纏メ各其種類ニ依リ員數及其賣却代價又ハ處分ノ方法ヲ記スルヲ要ス

勅令第十三號（一月二十六日官報）

明治三十一年勅令第百九十三號中左ノ通改正ス

「屬」ノ下ニ「警部監獄書記及看守長」ヲ加フ

勅令第十四號（一月二十六日官報）

警部監獄書記看守長特別任用令ハ臺灣總督府警部監獄書記看守長ノ任用ニ之ヲ適用ス但シ考查及試驗ニ關スル規程ハ臺灣總督之ヲ定ム

參照　警部監獄書記看守長特別任用令ハ明治三十年勅令第二百十五號ナリ

勅令第十五號（一月二十六日官報）

明治二十九年勅令第百三號臺灣總督府文官特別任用令ニ依リ任用セラレタル警部長、辨務署長、典獄、一等郵便局長及警部監獄書記、看守長ニシテ引續キ其ノ官職ニ在ル者ハ各其ノ同一官職ニ限リ轉任スルコトヲ得

臺灣總督府令第百三十二號（一月六日官報）卅二年十二月廿一日付

臺灣監獄則施行細則左ノ通定ム

（全文ハ監獄則施行細則ト大同小異ニ付略之）

監獄茶話會

○監獄の建築

（於監獄茶話會）

ドクトル、クルーゼン君述

山上教授口譯

今日は監獄協會が少許脚が放て私に一の演說をせよと云ふ名譽ある所の要求がございましたから私は夫れに對して監獄の建築と云ふ事に就き諸君に御話を致したいと云ふ考でございます、此監獄の建築と云ふことは各國共に以前は諸君が恰ど今日此日本に於て見る樣に不充分であつたと云ふことは御承知でございませう、殊に私の御話しやうと云ふのは歐羅巴の監獄建築法の內に就きましても特に普朗西の監獄の建築法に就て御話致すのであります、元監獄の建物は此感化主義の行はれまする以前は何所でも充分な研究がしてなかつたので、初めて第十九世紀に成りましてから北亞米利加、殊に北亞米利加の東の部分に於て監獄建築の改良と云ふことが論じられましてから初めて此監獄の建築と云ふことに就て研究する樣に成りましたのでございます、それで監獄の建築の初まりませぬ以前に於きましては拘留監と定めたものに於て既決囚を拘禁すると云ふ樣な有樣でありまして、實際自由刑の宣告を受けた者が一種の体刑なり生命刑なりを執行せらるゝ形ちでありましたそれから此監獄の建築改良の必要を生じまして漸次此建築法改良の研究に着手したのであります、勿論裁判官が今日宣告する所の刑罰と云ふものは悉く自由刑でありまして、監獄に拘禁する間に於て健康を害すると云ふ樣なことは刑罰の目的以外のことである、又殊に此監獄に於て注意すべきは幼年の犯罪者

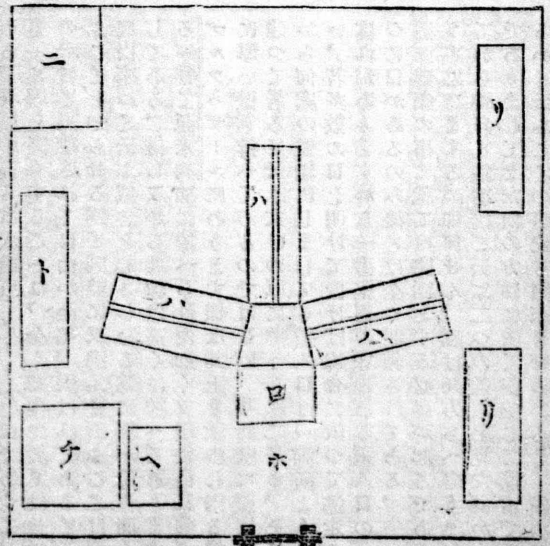
であります、此幼年犯罪者と云ふものは矢張此監獄の内に於きましても特別の取扱に依つて、特別の教育法に依て、殊に又、此建物なども特別のものを組織して執行しなければならぬものである、又最も此監獄建築と云ふことに就て注意を要しますのは監獄と云ふものは最も費用を減じなければならぬものである、即ち監獄と云ふものは何處の國でも必要なものであつて又何處の國にも最も不快な仕事であるのであります、如何となれば自分の受けた所の不利益の恢復に向つて猶且租稅を負擔しなければならぬと云ふのであつて、最も不快の事に向つて金を澤山出さなければならぬと云ふ次第でありますから、殊に此監獄の仕事に就ては成るべく費用を節減すると云ふ考を以てせぬければならぬ、前にも申しました如く監獄の建築と云ふことに就ては安全に在監人を拘禁すると云ふことと、建築費を減ずることと、夫れから衛生の法に適ふと云ふことは建築法の必要條件でありまして、而して此建築の方法は各國、其人民々々に依りまして色々習慣なり、風俗なりを異にして居りますからして何れの場所に於ても同一の方法を用ゆると云ふことは勿論、出來ない譯でありまして、例へば賤しき者が極く小さな住ひに於て生活をして居つて、それで健康を保つ如くで國々に依て擧動して往かなければならぬ、普露西でありますれば監獄の建築には悉く石を用ひて居る、就中其石も原語で「ザミドスタイン」砂岩石と云ふ一種のものを用ひて居る、日本の監獄を見ますれば悉く木造である、其木造と云ふことに就ても必ず相應の理由がなければならぬ、日本に於ては木材が安價いと云ふので重に木造にする、獨逸では木材に比しては石が安いので石を以て建築する　さう云ふ工合に其國々の習慣と費用の關係を第一番に考へて建築をしなければならぬ、又此監獄の建築に就ては第一の必要として四隅の見透しの良い建築法を採らなければならぬ、是は著しく此監獄の費用の上に影響を及ぼしますものであつて獨逸の如きは非常に役人の俸給が高い、此高い役人を配置に不便なる所で充分嚴格に効を擧げさせようとしますれば澤山の俸給を仕拂はなければならぬ、然るに幸ひ日本では今日までは役人の給料に向つては都合善き位置に立つて居る、即ち餘り高い俸給を拂はぬで濟んで居りますが、我獨逸に於きましては澤山の俸給を拂はなければならぬ爲に監獄の建築の上に就ては餘程注意をして配置して居ります

是から私は此分房監獄の事に就て御話を致しますが獨逸の分房監獄は日本の監獄に較べては遙かに少さい數であつて、最も雜居監獄の大きいのでございます、けれども通例此分房の執行場として定めたる監獄に於ては六百人乃至七百人より多くの人間を拘禁することはない、又此處に於ては、又此處に於ては

男女の區別を充分に付けなければならぬ、而して女囚と云ふものは大概男囚に比較しますると六に對する一と云ふ樣な割合であつて、男囚を一監獄に六百人拘禁するものと見ますれば女囚は百人拘禁すると云ふ割合を以て監獄の建築をしてあるのであります又監獄を建築しまする位置としては繁華な都會を成るべく離れた場所に建築しなければならぬと云ふのは、第一繁華な場所であれば土地を購求する爲に非常に高價な金を拂はなければならず、第二には職工の賃金も大都會に於ては地方の賃金より遙かに高い又都會多數の人の居住して居る所では凡ての機會に於て此在監人と交通をしやうと云ふ慮れがある、又役人の生活等に於きましても相當に高い俸給を拂つても困難を感じますから成るべく此監獄の建築地は大都會を離れなければならん、是を若東京と云ふ場所に就て考へましたならば監獄を建築する所は品川であるとか或は、大森であるとかの樣に多少都を離れた場所に建築地を選むと云ふことに注意しなければならぬのであります

爰に私は誠に不完全なる圖でありまするけれども獨逸に於て凡そ五百人位拘禁する分房監獄の圖を書いて御話します

恰も(イ)が入口になつて居りまして此兩側が門衛所になつて居る、さうして(ホ)が內庭になつて居つて(ロ)が事務所である、此事務所は敎誨師看守長等の



イ 監門　ロ 事務所　ハ 監房
ニ 病監　ホ 庭園　ヘ 炊場
ト 留監　チ 倉庫　リ 工場

居る場所になつて居る、此扇面形に居なつて居る所が分房監でありまして此場所からして容易に各翼の監督が出來る樣にしてあります、で(ヘ)が炊場になつ

つて居る、斯の如く離してあつて監房の内に煙りなぞの來ない樣にしてあります、それから幸に獨逸では地震と云ふものが更にない夫れが爲に此監獄の建築と云ふものが三階四階若は五階位にして拘禁人員の割合に狹い所に建築してあります、隅の(ニ)が病監であります、病監を斯う云ふ具合に建てたのは第一病に向つて閑靜な境遇を與ふる爲め、第二には病氣の傳染と云ふことを防ぐ爲めに建てたので、凡て何處の監獄でも斯ういふ具合に病監は離して建てゝある、此(チ)は經理用の物品を入れて、ある倉庫であります、獨逸では成るべく分房監に於て仕事をする組織に成つて居る、是は工場でありますけれども唯今御話しまする通り分房の監獄では惡く分房内で仕事をさせることになつて居りますから、例へばハンノーフエルの七百人を入れる監獄に就て申しましても八十人乃至九十人より外かに此工場に出て仕事する者はない

それから前に御話する所でありましたが此圖は元禁錮の者に定めた監獄であつて殊に男囚の監獄に定めたのである、若是に女囚を拘禁するの必要が生じますれば無論夫れは或一隅に於て全く男性の者と見ることも又覆を聞くことも出來ぬ樣に分離しなければならぬ併し爰に書きましたのは少しく圖が小さ過ぎたのでありますが併し爰で女監を建ると云ふたならば(ト)の位置へ建てなければならぬ

それから獨逸の大監獄では大概教誨及教育と云ふことは二階若は三階に於てすることになつて居るので大概大きな監獄になりますと周圍に高い塀が設けてある、其塀の高さは大概五「メートル」位であつて、第一其塀を高くすることは、全く此内に於ては普通の社會と隔離されて自由か全部、失はれてあると云ふことを知らせる爲と同時に又逃走と云ふことは到底出來ぬと云ふ感念を起さしむる爲に塀が餘程高くしてある、併しながら此塀は高くは拵へてありますが昔て亞米利加に拵へられた如く又現に白耳義のブルッハザールにありますが樣な其上を散歩し得る樣に厚い壁を拵へてあるのではない、唯此壁は堅固に建つて居ると云ふ丈けの厚に拵へられて居る、それから何處の監獄にしましても這入口は一箇所よりない、若多數の口を明けて置けば場合に依つて逃走の虞れがありますから一番堅固の守のある這入口の一つに口があるのみ後とは全く閉鎖されてある、猶此建築の事に就ては御話をする必要が起るであらうと思ひまするが如何せん、私は此方らへ參りましてから神戸と鍛冶橋と云ふ二つの監獄を見たばかりでありましてまだ何の方法に依て建築して適當であるかと云ふことの研究も出來ませぬからして僅かに爰に獨逸の監獄の一の建物の有樣に就て御話を致して責を塞ぐ譯でございます(拍手)

雜報追加

○ドクトル、クルーゼン氏書柬

拜啓陳は小生日本到着以來貴協會より諸事御歡待を蒙り感謝之至に不堪候就ては聊か謝意を表し度、別紙普國ポッフーム、ジーグブルヒ及ブレスラウ三監獄新築圖貴會書籍館へ寄附仕度候間御受納被成下度候小生は切に貴協會の隆盛を希望して止まざるものに有之候　匆々敬具

千九百年二月十七日東京に於て

内務省獄務顧問

ドクトル、ゲヲルグ　クルーゼン

日本監獄協會委員

山上義雄　殿

○感化法案の提出

豫て本誌に於て豫報せし感化法案は愈々本月十七日帝國議會衆議院に提出せらるゝに至れり元來感化事業は監獄事業と相須つて犯罪の減少消滅を計圖するの勃興遲々たるの感あるは予輩の窃に遺憾とする所なり宜なる哉政府は監獄費國庫支辨法の通過に引續き此眞法案を設定せられんとす是れ頗る予輩の慶事とする所なり該法案に依れは全國各廳府縣に感化院を設置し府縣知事をして管理せしめ其經費は總て之を地方費の負擔に屬せしむることゝなれり而して感化院に收容すへき者は八歳以上十六歳未滿の不眞少年にして遊蕩或は乞丐を爲し悪交あり犯罪に陷り易き者(一)懲治場留置の言渡を受けたる者(二)民法規定に依り懲戒場入の言渡を受けたる者(三)の三種とし公私立感化院ある地方に於ては其費用の幾分を補助して感化院に代用することを得ることゝなせり

因に記す案は本月十九日の衆議院議事日程に上はれり

○警察監獄學校第二期生募集期

第一期第一種生は本月を以て卒業各地方に歸任せらるゝに引換へ第二期は愈來る三月中旬を以て上京を命せらるへき筈にて目下現に各地方長官に對し前例の通入校生の氏名を其筋へ報告せしめらるゝことゝなり聞く所に依れは第二期生以下は各其學期を一年に延長せらるゝとの事にして判任官の資格ある看守巡査をも入校を許さるゝ事に内定せるやの由、學期の延長は余輩の兼て希望する所にして修學期の長きは夫れ丈け眞司獄官吏を養成し得るは余輩の贊を俟たざる所なり

（毎月一回定期發行）

MAGAZINE
OF THE
PRISON SOCIETY OF JAPAN.

No. II. February, 1900.

VOL. XIII.

CONTENTS.

Frontispiece:—

Kan-ichi Kubota, Esq.,
Chief of the Prison Bureau.

Leading Article:—

The Need of a Model Prison.

Essays:—

Abolition of Capital Punishment. Prof. Shigejiro Ogawa.

Inspection of the Prisons of Aichi and Shizuoka Prefectures. Prof. Yoshio Yamagami.

Administration of the National Prisons. Jo Nakamura.

Importance of Moral Influence in Prison Discipline. Haruka Hayasaki.

Salutation to the Year 1900. Motojiro Sato.

The establishment of Local Reformatories. Senkyo Takase.

Miscellaneous:—

Public Beneficence.

News and Notes.

Statistics.

Personals.

Contributors' Club:—

Prison Buildings Dr. Crusen; Capital Punishment.

Price seven sen per copy.

THE PRISON SOCIETY.

No. 27 Araki-Machi, Yotsuya, Tokyo, Japan.

（本誌定價一部金七錢）

明治三十三年二月二十日

（明治二十七年二月廿六日遞信省認可）

發行人兼編輯人　磯村政富

印刷人　磯村兌貞

發行所　日本監獄協會

印刷所　東京市四ッ谷區荒木町廿七番地　惠愛堂

東京市麹町區內幸町一丁目五番地

明治廿一年五月創刊